
坂東市総合計画 後期基本計画(案)

坂 東 市

坂東市総合計画 後期基本計画（案）

目次

第1部 総論

第1章 後期基本計画策定の趣旨

- 1. 計画策定の意義 …………… 1
- 2. 構成と期間 …………… 2

第2章 これまでのまちづくりと課題の整理

- 1. これまでのまちづくり …………… 3
- 2. 前期基本計画における課題の整理 …………… 3

第2部 後期基本計画

序章 戦略プロジェクト

- 1. 戦略プロジェクトとは …………… 5
- 2. 戦略プロジェクトにおける課題認識 …………… 6
- 3. 戦略プロジェクト …………… 8

第1章 快適で安全なまちづくり（都市基盤・安全対策）

1節 安全・安心なまちづくり

- 1. 防災・消防 …………… 18
- 2. 防犯・交通安全 …………… 20

2節 広域交通網の整備と均衡ある土地利用

- 1. 広域交通網 …………… 22
- 2. 土地利用 …………… 24

3節 坂東らしさが実感できる魅力あるまちづくり

- 1. 幹線市道・生活道路・橋りよう …………… 26
- 2. 上下水道 …………… 28
- 3. 公園・緑地・景観・河川・斎場 …………… 30
- 4. 住宅 …………… 32

第2章 福祉・医療の充実した社会づくり（福祉・健康・医療）

1節 質の高い地域福祉の推進

- 1. 地域福祉 …………… 36
- 2. 人にやさしいまちづくり …………… 38

2節 高齢者・障がい者福祉の充実したまちづくり

- 1. 高齢者福祉 …………… 40
- 2. 障がい者福祉 …………… 42

3節 子育て支援の充実したまちづくり	
1. 児童福祉・子育て支援	44
2. ひとり親家庭の支援	46
4節 健康・医療の充実したまちづくり	
1. 予防衛生・健康づくり	48
2. 医療	50
3. 社会保障	52
第3章 人と自然にやさしい環境づくり（環境）	
1節 豊かな自然環境の保全・活用	
1. 自然環境・公害防止	56
2節 循環型社会の構築	
1. ごみ処理・し尿処理	58
2. 地球環境にやさしい施策の推進	60
第4章 交流・連携を生かした活力あふれるまちづくり（産業）	
1節 生鮮野菜供給基地等の特性を生かした農業の振興	
1. 農業の振興	64
2. 農業基盤整備	66
2節 活力のある産業の振興	
1. 工業	68
2. 商業・サービス業	70
3. 消費者の保護・育成	72
4. 雇用・労働	74
3節 地域資源を生かした観光振興	
1. 観光	76
第5章 文化の継承と未来を築く人づくり（教育・文化）	
1節 歴史の継承と芸術・文化の振興	
1. 地域文化継承	80
2. 芸術・文化	82
2節 創造的で豊かな心を育む教育の充実	
1. 幼児教育	84
2. 学校教育	86
3節 生涯学習機会の充実したまちづくり	
1. 青少年健全育成	90
2. 生涯学習	92
3. スポーツ・レクリエーション	94

第6章 心かよう住民参加のまちづくり（住民参加・コミュニティ）

1節 心かよう交流社会の形成

- 1. 交流 …………… 98
- 2. コミュニティ …………… 100

2節 市民との協働によるまちづくりの推進

- 1. 市民協働・情報公開 …………… 102
- 2. 男女共同参画 …………… 104
- 3. 人権尊重 …………… 106

第7章 持続可能な行財政運営（行財政）

1節 合理的、効率的で市民に信頼される行財政運営

- 1. 行政運営 …………… 110
- 2. 財政運営 …………… 112

2節 ICT社会に対応した市民生活の利便性の向上

- 1. 情報化の推進 …………… 114

資料編

- 1. 坂東市総合計画基本構想の概要 …………… 118
- 2. 坂東市総合計画策定体制 …………… 125
- 3. 諮問書・答申書 …………… 126
- 4. 坂東市総合計画審議会条例 …………… 128
- 5. 坂東市総合計画審議会委員名簿 …………… 129
- 6. 総合計画策定の経緯 …………… 130

第1部 総論

第1章 後期基本計画策定の趣旨

1. 計画策定の意義

本市は、平成17年3月の岩井市と猿島町の合併により誕生し、平成18年度には新市として最初の「坂東市総合計画」を策定しました。ここでは、平成28年度における将来像として「人と自然がおりなす活力・安心・協働に満ちた坂東市」を将来像に掲げ、新市の一体感の醸成を進め、その目標達成に向けて諸施策を総合的に推進してきました。

新しい時代へと変わり、時代の大きな転換期を迎えている中で、少子高齢化の進展による人口減少をはじめ、地球的規模の環境問題などへの対応、社会経済のグローバル化や高度情報化に伴う地域経済への影響など、新しい時代の流れと地域社会との関わりは大きくなってきています。また、市民の行政に対するニーズや価値観は多様化・複雑化してきており、特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、市民の災害に対する意識が変わり、「安全な生活環境」の確保が必要不可欠となっています。更に、地方分権や行財政改革の推進などにより、行政の担うべき役割は今まで以上に大きくなってきています。

こうした状況を踏まえ、急変する社会情勢に柔軟に対応しながら、市民一人一人が未来の世代にふるさとを引き継ぐ思いで市民との協働のまちづくりを進めていく必要があります。

本計画においては、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応し、更なる発展と飛躍を図るため、市民が誇りと愛着を持てる魅力あるまちづくりを推進していきます。

現行の坂東市総合計画前期基本計画が平成23年度で終了することから、今後のまちづくりの基本方針となる坂東市総合計画後期基本計画を策定します。

基本構想については、坂東市総合計画を基本として引き継ぐものとします。

2. 構成と期間

本計画は、まちづくりの方向を示す最も基本となる計画であり、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

(1) 基本構想

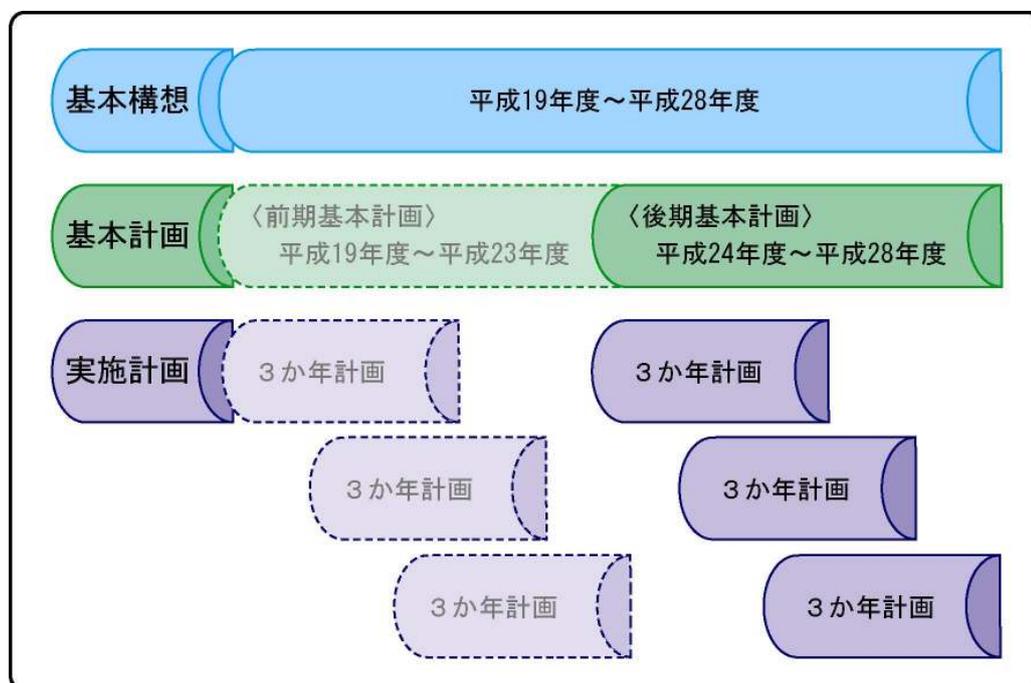
本市の目指す将来像と、それを実現するための施策の大綱を長期的かつ総合的な視野に立って明らかにします。計画期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間とします。一人でも多くの市民が、住みよい、住み続けたいと思えるまちを目指し、平成19年度から平成28年度までを計画期間として市の将来像を描き、この実現に向けた道筋を概略的に示すものです。

(2) 基本計画

基本構想を実現するために必要な施策を、体系的にまとめたものです。5年の期間で区切り、後期は平成24年度から平成28年度までを計画期間とし、数値化できるものについては進捗状況等を把握・評価できるよう目標を示してあります。

(3) 実施計画

基本計画で定めた施策を実施するための事業実施方針を示すもので、毎年度の予算構成の指針となるものです。計画期間は3年間とし、ローリング方式で毎年見直しを行います。



第2章 これまでのまちづくりと課題の整理

1. これまでのまちづくり

平成19年度からはじまった坂東市総合計画では「人と自然がおりなす 活力・安心・協働に満ちた坂東市」を将来像に掲げ、社会情勢の変化にも対応しながら、市民、地域、企業、行政の協働によるまちづくりを目指してきました。

特に前期5か年においては、人口減少が進む中で新しいまちの構造の形成と市民生活を支える7項目からなる施策大綱により、一人でも多くの市民が、住みよい、住み続けたいと思えるまちづくりを推進するべく、「発展・活力」、「協働・共生」、「安全・安心」を軸としたまちづくりを進めてきました。

平成23年3月11日、未曾有の被害をもたらした東日本大震災では、市内でも個人の住宅などへの被害、上下水道施設、道路・橋りょう、公共施設などの都市基盤施設への被害や農業施設への被害など、多くの被害がありました。また、電気が利用できない中での情報伝達・情報収集が課題となりました。

更に、東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射能による農作物への被害や風評被害が発生するとともに、子どもたちへの放射線による健康被害が懸念されています。

後期5か年においては、東日本大震災の教訓を踏まえて災害に強いまちづくりを目指しながら、これまで進めてきたまちづくりを継承しつつ、更なる協働のまちづくり体制を確立し、誰もが安心して暮らせる魅力あるまちづくりにつなげていくことが求められています。

2. 前期基本計画における課題の整理

(1) 快適で安全なまちづくり（都市基盤・安全対策）

市民の暮らしを支える都市基盤整備を進めるため、国道354号坂東バイパスなど広域幹線道路や生活道路など道路網の整備のほか、都市計画マスタープランの見直し、上下水道施設の整備、適正な維持管理等を着実に進めていく必要があります。

安全対策においては、防災設備の強化を図りながら、市民への情報伝達手段の検討や防災計画の見直しなど、東日本大震災の教訓を生かした取組を進めていく必要があります。また、防犯灯や防犯カメラの設置、交通安全施設の整備や交通安全教育の実施など、誰もが安心して暮らしていくことのできる安全な環境づくりを進めていく必要があります。

(2) 福祉・医療の充実した社会づくり（福祉・健康・医療）

子どもから高齢者や障がい者の誰もが、健康で生きがいを持って暮らしていくことのできる社会を目指して、地域福祉をはじめとする各種福祉支援の充実ほか、保健・医療機関や民生委員、ボランティア団体などとの連携体制の強化・充実を図っていく必要があります。

懸念される新型インフルエンザをはじめとする感染症は、ひとたび発生すれば社会全体に深刻な影響を及ぼす恐れがあるので、日頃からの予防対策を進めていくことが必要になります。

また、坂東市で安心して子どもを育てることができる子育て支援サービスや子育て環境の整備を進めていく必要があります。

(3) 人と自然にやさしい環境づくり（環境）

人と自然にやさしい環境づくりに向けて、身近なみどりの整備や里山の活用、クリーン坂東への参加促進など、市民の一人一人が自然の大切さの認識を深めることのできる環境づくりが必要です。

リサイクルなどによるごみの減量化、地球温暖化対策や節電対策、新エネルギー導入の検討など、市民や行政が身近な暮らしを通じて、自然にやさしく、環境に配慮した取組を進めていく必要があります。

(4) 交流・連携を生かした活力あふれるまちづくり（産業）

活力あふれるまちづくりに向けて、坂東野菜のブランド化や地産地消、農業後継者の育成、畑地帯総合整備事業、ほ場整備事業や広域農道など農業基盤の整備等を進めていく必要があります。

また、半谷・富田地区や弓田地区における工業用地の整備や新産業創出に向けた取組、商店街の買い物環境の整備や各種イベントの充実を図る必要があります。更には、新たな観光資源の発掘や様々な情報発信などを進めていく必要があります。

このことを通じて、既存産業間における連携を強化し、活力のある産業づくりにつなげていく必要があります。

(5) 文化の継承と未来を築く人づくり（教育・文化）

文化の継承と未来を築く人づくりに向けて、郷土芸能や伝統芸能の保護・育成をはじめ、さしま郷土館ミュージズでの企画展などの開催を通して市民が身近に芸術や文化に親しめる環境や仕組みづくりへの、なお一層の取組が求められています。また、子どもが地域の中で、のびのびと成長していくことのできる教育環境づくりを進めていく必要があります。

(6) 心かよう住民参加のまちづくり（住民参加・コミュニティ）

心かよう住民参加のまちづくりに向けて、行政区を中心とした地域コミュニティでの活動が重要となってきます。また、文化、スポーツ等を通じた都市間交流、国際交流などによって、様々な人々の交流の拡大につなげていく必要があります。

市民参画の指針となる推進計画の策定とともに、市民が参画しやすい機会や場づくり、活動団体への支援など、市民と行政の協働のまちづくりを進めていく必要があります。

(7) 持続可能な行財政運営（行財政）

持続可能な行財政運営に向けて、厳しい社会経済情勢を踏まえながら事業等の民間委託や市有財産の有効活用、行政機構の簡素合理化などによる行政運営の効率化や窓口サービスの向上を、更に推進していく必要があります。また、地震や台風などの災害復旧費用に備えるために基金を積立てていく必要があります。

事務事業の見直しや行政評価の実施、中期的な財政計画の策定といった行政改革に積極的に取り組み、効率的な行財政運営を進めていく必要があります。

第2部 後期基本計画

序章 戦略プロジェクト

1. 戦略プロジェクトとは

市民生活の安全・安心を確保しながら、活力とにぎわいのある坂東市の創造に向けて、市民の暮らし、地域経済の発展など、広範囲な分野にわたり、市民・事業者・関係団体・行政が相互に関わり合いながら、重点的に進めていく施策です。

地域間競争が激しくなるにつれ、独創的、個性的な地域づくりを進めていく必要があり、そのためには既成概念にとらわれない「地域づくりの夢」を描くとともに、「自分たちの市をこのようにする」という地域自身の“思想”と、その実現に向けての“知恵”を結集し、展開しなければなりません。

地域自身の思想と知恵を結集し、地域づくりの施策として推進するに当たって、特に重要なのが“戦略的な思考”であり、それは坂東市が持っている自然、歴史、文化等の要素と「人、モノ、金、技術、情報」等の資源を最大限に活用して行く方策を考えると、ころから始まります。また、多様化しつつある市民ニーズへの対応や財政的な見地からも、総花的、部門別の施策だけでなく、将来目標を達成するための意図的・根幹的な事業の推進が求められます。

大きな時代の転換期の中で、複雑多様化する問題・課題に対応し、将来に向けて持続性のある発展的な都市・地域を創造していくためには、それぞれ将来を見据えながら、戦略的な観点から総合的に実現する力を結集し、着実にまちづくりを進めていく必要があります。

これらのプロジェクトは最重点事業であり、分野別計画ではないため、分野の枠を越え、複数の分野が同一步調で実施に当たらなければ効果が期待できないものも含まれています。そのため、各関連部門や担当間での意思疎通と調整・連携に基づき、その推進を図っていきます。

2. 戦略プロジェクトにおける課題認識

これまでの前期5か年は、将来像の実現に向けて、各分野で様々な取組に着手してきました。後期5か年においては、以下に示すような課題が残されています。

また、東日本大震災は、本市の防災基盤における弱点をあらわにし、後期5か年において強化・推進すべき課題を浮き彫りにしました。

●安全・安心な生活環境づくり

東日本大震災をはじめとし、台風、局地的な集中豪雨などの自然災害が頻発し、各地に大きな被害をもたらしています。このような中、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりのために、地域における連携や防災意識、行政における防災対策など、総合的な防災力の向上と危機管理体制の充実が求められています。

庁舎の耐震性能が低下しており、災害情報の発信、避難所の開設、救援物資の受入れなどの防災拠点としての役割が果たせなくなる恐れがあるため、市を挙げて防災、減災のための体制づくりを進めることが課題となっています。

また、犯罪対策、交通安全対策、感染症対策などへの積極的な取組などとともに、子育て支援や地域の支え合い、助け合い、見守りなど、地域特性に応じた安全・安心な生活環境づくりをいかに進めていくかが課題となっています。

●協働のまちづくりと効率的な行財政の運営

人口減少や少子高齢化の進行を背景に、本市の財政状況は依然厳しく、地域の特性を生かした行政と市民の協働によるまちづくりへの転換が求められています。

こうしたことから、経費の削減や事務事業の見直しだけではなく、市民、行政区組織、事業者、NPO、行政など、地域で暮らし活動している様々な人々が、地域の課題とビジョンを共有しながら知恵を出し合い、また、行政が市民に対して総合的な責任を果たしていく中で効率的な行財政運営に努めていく必要があります。

●子育て環境の整備と子どもの健全育成

近年、経済問題、女性の社会進出、核家族化等の社会的な変化により、子育て環境は大きく変化し、地域の連帯感や関わりも希薄化しています。また、少子化が進む中で、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや、子どもの健全育成を図るためには、社会全体での子育てという観点から、家庭や地域の子育て機能を充実するための仕組みを構築していくことが重要です。

このため、身近に相談できる体制の整備や子育てセンターの機能充実など、家庭や地域における子育てを支援しながら、未来を託す確かな人づくりを積極的に進めていく必要があります。

●地域でのふれあい・コミュニティの育成

東日本大震災で大きな被害のあった地域では、相互扶助、救援と協力などの動きが広がり、地域の人たちが力を合わせ、困難を乗り越え、復興に向けて地域力を結集しています。地域でのつながりが希薄化している昨今ですが、災害時だけでなく、いざというときに発揮されるのは地域での支え合い、助け合いです。

安全で安心な地域・まちをつくるためには、生活基盤などのハード面への対応とともに、そこに暮らす人々が様々なふれあいを通して、コミュニティを育てていくことが大切です。

地域に暮らす人々や、坂東市に住む市民だけでなく、様々な地域や人とのふれあいやコミュニティを育みながら、新たな交流や活力の場の創造、更には市民の誇りと愛着、独自の文化やふるさと意識などの醸成につなげていくことが期待されます。

●広域交通体系の整備促進と都市活力の創造

これまで、国道354号バイパスの一部開通、また、近隣につくばエクスプレスが開通し、更に、首都圏中央連絡自動車道の整備、鉄道誘致の推進など、広域交通体系の整備が進められてきています。

今後、これらによって人・物などの流れが大きく変わり、まちづくりの大きな転機となることが考えられ、整備に伴う効果を活用した施策の展開が必要になっています。

特に圏央道については、全線開通に向けて、本市周辺まで着実に整備が進められてきており、今後、整備効果を十分に検証しながら、都市の活力や地域の魅力を高めるまちづくりにつなげていくことが課題となっています。

●地域経済の再建と地域特性を生かした産業の振興

近年、農産物を生かした特産品の開発などが進められていますが、本市の個性や魅力を高めていくためには、豊かな自然や歴史、農業等の地域産業などの地域資源を見つめ直し、新たな魅力を発掘し、磨きをかけていく必要があります。

また、原発事故においては、本市の主要産業である農業に甚大な被害をもたらしました。このため、農業については風評被害払拭のため、市内外で安全性と良質性をPRしながら、首都近郊という特色を生かして、ねぎ、レタス、さしま茶などの農産物のブランド化を図っていくとともに、今後の農業を支える後継者を確保していくことが課題となっています。

商業については、車社会の進展による郊外型大型店の立地などにより、商店街から活気やにぎわいが失われてきています。このため、地域社会の中心となる商店街の持つコミュニティ機能を大切に考える考え方に立って、中心となる市街地の活性化を促進していくとともに、魅力とにぎわいのある商業の振興を図っていくことが求められます。

工業については、地理的条件や広域交通体系の整備効果を生かし、活力ある企業の誘致等による振興を図り、地域外からの転入など定住促進につなげていく必要があります。

3. 戦略プロジェクト

●安全・安心・協働のまちづくりプロジェクト

地域生活を支える福祉や医療の充実、防災対策の強化を図るなど、安全・安心なまちづくりに向けた取組を実施するとともに、まちづくりに関する広報・広聴の充実や地域コミュニティ活動の充実を図るなど、協働のまちづくりに向けた取組を実施していきます。

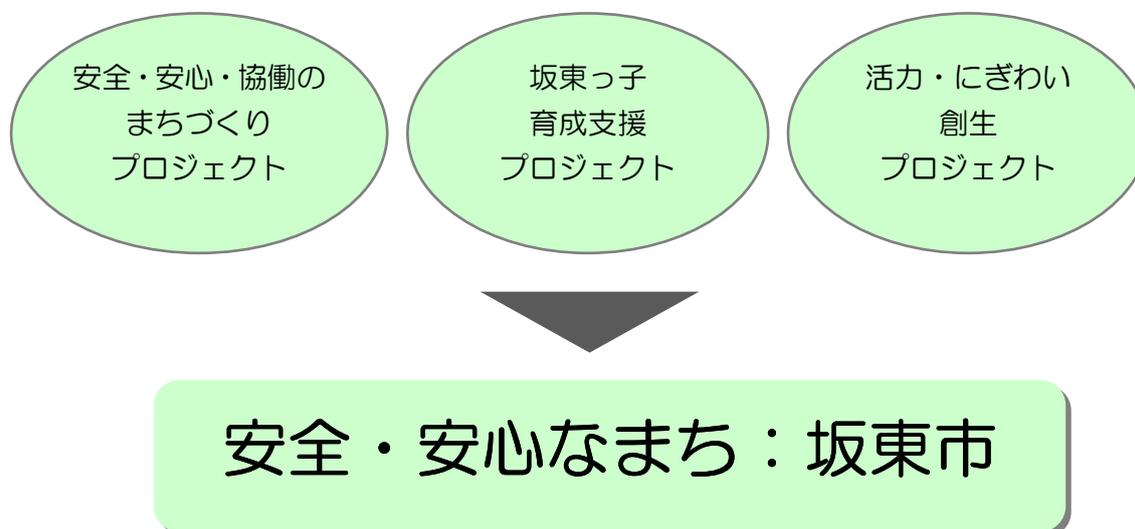
●坂東っ子育成支援プロジェクト

坂東の歴史・文化を礎に、ふるさとの坂東に愛着を持ちながら様々な分野で活躍する人づくり、未来を託す確かな人づくりに向けた取組を実施していきます。

●活力・にぎわい創生プロジェクト

圏央道と新たな工業団地を含むIC周辺整備を契機として、農業や工業を中心とする産業構造を総合的に強化しながら、恵まれた自然や田園環境等の資源を生かすことによって、交流人口の拡大を図り、市全体における新たな活力・にぎわいの創生につなげていきます。

上記3つのプロジェクトの実現を最優先に目指し、全ての市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。



戦略プロジェクトと施策の大綱の関係

施策の大綱の枠を越え、横断的に3つの視点から戦略プロジェクトを取りまとめています。

		戦略プロジェクト		
		安全・安心・協働の まちづくり プロジェクト	坂東っ子 育成支援 プロジェクト	活力・にぎわい 創生 プロジェクト
施策の大綱	第1章 快適で安全なまちづくり (都市基盤・安全対策)	◎	—	◎
	第2章 福祉・医療の充実した 社会づくり (福祉・健康・医療)	◎	—	—
	第3章 人と自然にやさしい 環境づくり (環境)	○	—	—
	第4章 交流・連携を生かした 活力あふれるまちづくり (産業)	—	○	◎
	第5章 文化の継承と 未来を築く人づくり (教育・文化)	—	◎	○
	第6章 心かよう 住民参加のまちづくり (住民参加・コミュニティ)	◎	◎	◎
	第7章 持続可能な行財政運営 (行財政)	○	—	—

◎…特に関連するプロジェクト

○…関連するプロジェクト

●安全・安心・協働のまちづくりプロジェクト

【背景】

人口減少、少子高齢化の進行や地域経済の低迷、環境問題の深刻化や大災害の発生など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、従来の行政サービスだけでは対応が困難になってきています。このような中、市民、事業者、行政が相互に情報を共有し、連携・協力して行う「協働のまちづくり」が重要となっています。

【方針】

地域生活を支える福祉や医療の充実、防災対策の強化を図るなど、安全・安心なまちづくりに向けた取組を実施するとともに、まちづくりに関する広報・広聴の充実や地域コミュニティ活動の充実を図るなど、協働のまちづくりに向けた取組を実施していきます。

【施策展開】

○地震や集中豪雨などの自然災害、感染症や有事に対応するため、関係機関や市民、事業者が連携した総合的な危機管理体制の確立を図っていきます。同時に、適切な対応がとれるよう情報伝達手段の充実を図ります。

・主な施策

施策の内容	施策番号
防災基盤の充実	1-1-1-1
地域防災力の強化	1-1-1-2
防災情報基盤の整備	1-1-1-4
感染症予防対策の推進	2-4-1-4

○あらゆる災害に対して強い、環境に配慮した都市基盤の整備を行うとともに、「新庁舎の建設」にあたっては、市民が安心して集える空間の整備や防災機能の充実など、様々な検討を進めていきます。

・主な施策

施策の内容	施策番号
防災基盤の充実	1-1-1-1
自然環境の保全	3-1-1-1
庁舎の在り方と新庁舎建設の検討	7-1-2-4

○地域をどうにかしたい、地域のために何かをしたいといったやる気のある人材を活用し、まちづくりパワーUP隊など、市民がまちづくりに取り組める体制の強化・充実を図ります。

・主な施策

施策の内容	施策番号
コミュニティ活動の促進	6-1-2-2
市民協働の推進	6-2-1-1
新たな自治体制の構築	7-1-1-3

○子どもから高齢者まで市民誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう交通安全対策、防犯活動を推進するとともに、自分らしく暮らせるよう医療・福祉、市民活動等が連携して、地域で包括的にケアする仕組みづくりを推進します。

・主な施策

施策の内容	施策番号
防犯環境の充実	1-1-2-1
交通安全の充実	1-1-2-2
地域福祉活動の促進	2-1-1-2
健康づくりの推進	2-4-1-1
地域医療体制の充実	2-4-2-1

○地域でのつながり、支え合いによる協働のまちづくりの活動を支援することにより、安全・安心な地域づくりのための「地域の絆」を深めます。

●坂東っ子育成支援プロジェクト

【背景】

少子化が進行する中、子育てに対する意識の多様化が進み、共働き家庭の一般化や地域社会の連帯意識の希薄化など、子どもを取り巻く家庭や地域社会の姿が大きく変化しています。

家庭、地域、学校が一体となり、子どもがのびのびと遊び、地域で学べる環境づくりや体験活動の推進などを通じて、子どもたちが健やかに希望を持って成長できる地域の実現が求められています。

【方針】

坂東の歴史・文化を礎に、ふるさとの坂東に愛着を持ちながら様々な分野で活躍する人づくり、未来を託す確かな人づくりに向けた取組を実施していきます。

【施策展開】

○市の基幹産業である農業に対する理解を深める「郷土教育」を進め、児童生徒の郷土への愛着を深めるため、学童農園、体験学習や郷土史の学習などとともに郷土の良さを伝える教育の充実を図ります。

・主な施策

施策の内容	施策番号
農とのふれあいの場づくり	4-1-1-7
歴史・文化のふれあい機会、情報提供の充実	5-1-1-4
体験学習の推進	5-3-1-6

○児童生徒の活動をより充実させるため、各分野における学習の体系化と拡充を図り、優れたリーダーの育成に努めます。また、仲間との交流を通じて自己を磨き、生きがい味わうことのできるサークル、団体等への加入促進を図るとともに、まちづくりパワーUP隊制度なども活用しながら、積極的に活動を行う魅力ある団体の育成に努めます。

・主な施策

施策の内容	施策番号
芸術・文化団体等の育成	5-1-2-5
青少年育成運動の活性化	5-3-1-2
生涯学習環境の充実	5-3-2-3
市民協働の推進	6-2-1-1

○民俗芸能や地域の祭りへの積極的参加を促すとともに、練習場として公民館の開放を進めるなど、伝統芸能の次世代への継承を支援します。また、コミュニティの環境づくり、健康づくり、文化づくり、ボランティア活動など、児童生徒の地域活動を支援し、ふるさと運動の展開を支援します。

・主な施策

施策の内容	施策番号
郷土芸能の保存	5-1-1-2
歴史・文化のふれあい機会、情報提供の充実	5-1-1-4
公民館活動の充実と学習成果発表の場の提供	5-3-2-4
コミュニティ活動の促進	6-1-2-2

○市のイメージアップ、雇用の拡大による定住を促進し、誰もがふるさと坂東市に愛着を持ち、健やかに暮らせる環境を整備します。

●活力・にぎわい創生プロジェクト

【背景】

昨今の国内景気の停滞や地域経済の低迷を背景に、本市の地域産業も厳しい状況におかれています。こうした状況のもと、圏央道とそのインターチェンジ（以下「IC」という。）の整備や地下鉄8号線の延伸など、新たな時代の発展に向けた広域都市基盤の整備・検討が進められているところであり、その効果を最大限に活用していくことが重要となっています。

【方針】

圏央道と新たな工業団地を含むIC周辺整備を契機として、農業や工業を中心とする産業構造を総合的に強化しながら、恵まれた自然や田園環境等の資源を生かすことによって、交流人口の拡大を図り、市全体における新たな活力・にぎわいの創生につなげていきます。

【施策展開】

○原発事故による風評被害などに対し、坂東野菜の安全性をPRして消費者の不安を払拭するとともに、坂東野菜の味や品質の良さを実感してもらいながら、坂東野菜の名称をブランド化し、全国にPRしていきます。

・主な施策

施策の内容	施策番号
魅力ある坂東ブランドづくり	4-1-1-1
PR活動の推進	4-3-1-4

○「食と農業」などの地域産業の振興政策を進めていきます。また、市全体のまちづくりへと展開しながら「農業観光都市」を目指し、市内外へ地域の魅力を発信していきます。

・主な施策

施策の内容	施策番号
魅力ある坂東ブランドづくり	4-1-1-1
観光資源の整備・発掘	4-3-1-1
PR活動の推進	4-3-1-4
自然環境の活用	3-1-1-2

○新しい工業団地の開発を図り、企業誘致による雇用促進、新たな就労者の家族に対する生活環境を充実させ、市外からの転入等による定住促進を図るため、住宅地の確保や学校教育施設の充実、中心市街地における利用しやすい買物環境の整備等を検討していきます。

・主な施策

施策の内容	施策番号
快適な住環境の整備	1-3-4-1
新たな工業団地等の整備	4-2-1-2
商業活動の振興	4-2-2-2
教育環境の整備	5-2-2-7

○市内のバランスのよい発展を進めていくため、必要な道路整備を行っていくほか、観光スポットの充実を図り、交流人口の増加に努めていきます。

・主な施策

施策の内容	施策番号
広域幹線道路の整備	1-2-1-1
観光資源の整備・発掘	4-3-1-1
都市間交流の推進	6-1-1-2

○坂東市のイメージを広く市外に周知するため、大都市でのユニークなイベントの開催、情報誌の発行など、多彩なイメージアップ戦略を展開します。

第1章 快適で安全なまちづくり (都市基盤・安全対策)

第1章 快適で安全なまちづくり

1節 安全・安心なまちづくり

1. 防災・消防

現況と課題

- 東日本大震災により、本市も震度6弱を記録し、2,300戸を超える家屋に被害が出ており、市内の一部では液状化現象などの被害も発生しました。また、本市は、利根川、飯沼川などが流れており、局地的集中豪雨や大型台風による浸水も想定されます。このように災害が多様化する中で、これまで以上に地域の防災基盤を整備・強化することが求められてきており、大規模災害時に市民の安全を守るため、効率よく迅速な対応ができるよう、施設・ライフライン等を早急に整備していく必要があります。
- 災害発生時に迅速、適切に対応できる体制の整備を図るため、地域防災計画に基づき、水害・地震ハザードマップの配布、近隣市町村と連携した防災体制の充実、自主防災組織の育成、防災資機材の整備などを行ってきました。災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、市民、企業、関係団体との連携を強化し、防災対策を積極的に推進していかなければなりません。また、災害時の情報伝達手段の確保を図り、市民への確に防災情報を提供できる体制づくりが課題となっています。
- 本市には、茨城西南地方広域市町村圏事務組合での広域常備消防、非常備消防体制としては、坂東市消防団が組織されており、地域防災の中心的な役割を担っています。また、救急活動では、高規格救急車の確保や茨城西南地方広域市町村圏事務組合での病院群輪番制などによる救急体制の充実を図っており、引き続きこれらの消防・救急体制の充実に努めることが重要となっています。

【関連図表】

防災訓練



基本方針

●地域の防災機能を高め、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくりを推進します。

施策の内容

施策番号・項目	内 容
1 防災基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災を踏まえて、女性や高齢者等の視点を取り入れて地域防災計画を見直すとともに、大規模災害時に即応できる防災活動拠点・避難所等の整備を図ります。 ・飲料水、各種資機材等、災害時に必要となる資材の整備を図ります。 ・自治体、企業との災害協定の締結により、緊急時における迅速で適切な救援救助体制の確保に努めます。 ・国民保護計画に基づき、武力攻撃等から市民の生命、身体、財産を保護し、生活等に及ぼす影響を最小限にするよう努めます。
2 地域防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な防災訓練の実施など地域との連携を強化し、自主防災組織の充実、災害時の要援護者の対応策の検討など地域防災体制の強化を図ります。 ・ハザードマップの配布、災害時行動マニュアルの作成、避難所・避難経路等の周知徹底など市民への啓発活動により、市民の防災意識の向上を図ります。
3 消防・救急体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・消防車両の更新、消防施設や装備の充実を図ります。 ・消防職員・消防団員の確保と活動能力の向上を図ります。 ・普通救命講習会やAED*の設置等による救急体制の維持・整備を図ります。 ・消防法により義務付けられている住宅用火災警報器等の設置について、啓発活動等により設置率の向上を図り、防火対策を推進します。
4 防災情報基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報のメール発信や防災無線の整備などにより、災害時に市民に正確な情報を伝達する手段の確保に努めます。

※AED：自動体外式除細動器のこと。心肺停止傷病者に電気ショックを与えることで正常なリズムに戻すための医療機器。平成17年から一般人の使用も認められている。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
火災警報器等設置率の向上	平成22年度 設置率：29.2%	平成28年度 設置率：100%
情報メール一斉配信登録件数の向上	平成22年度 登録件数：460件	平成28年度 登録件数：25,000件

第1章 快適で安全なまちづくり

1節 安全・安心なまちづくり

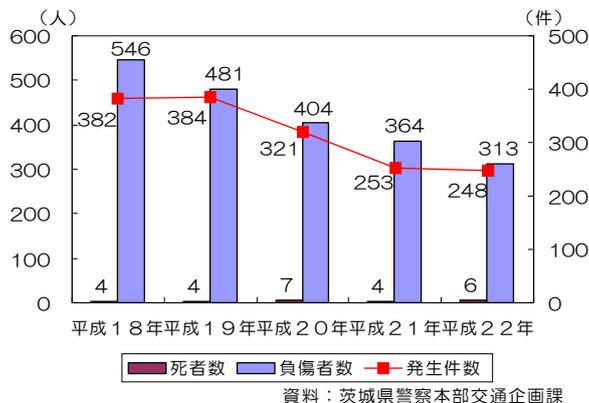
2. 防犯・交通安全

現況と課題

- 刑法犯認知件数は、平成22年度で752件となっており、犯罪を未然に防ぎ、地域の安全を確保するために防犯意識の高揚、防犯体制の強化及び犯罪の発生しにくい環境づくりが重要です。
- 本市では、警察や防犯関係団体と連携し、防犯に関する広報活動やパトロール、防犯カメラの設置などによる防犯環境の整備を進めています。しかし、社会環境の急激な変化や社会不安の増大により子どもたちが犯罪被害に巻き込まれる事件も増加しており、交通安全も含めて、子どもを犯罪から守る対策の強化が求められています。
- 過去5年間における交通事故発生件数は平均317件で、発生件数及び負傷者数は減少傾向にあるものの、死傷者数は増減を繰り返しながら推移しており、交通事故を未然に防止し、安全かつ快適な交通を確保していくため、交通安全意識の高揚と道路交通環境の改善を図ることが必要となっています。

【関連図表】

事故発生件数の推移



刑法犯認知件数の推移



基本方針

●地域の防犯・交通安全機能を高め、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくりを推進します。

施策の内容

施策番号・項目	内 容
1 防犯環境の充実	<ul style="list-style-type: none">・きめ細かな地域安全を保持するために、関係機関と連携し、警察署の誘致に向けた取組に努めます。・防犯灯等の整備や防犯カメラの設置に努め、犯罪の起こりにくい環境整備を推進します。・子どもの安全を確保するため、学校や幼稚園の警備体制の充実や通学環境の整備に努めます。・PTA活動や市民パトロールなどの活動を支援し、家庭・学校・地域・警察等との連携の強化を図ります。
2 交通安全の充実	<ul style="list-style-type: none">・第9次交通安全計画に基づき、交通安全施設の整備を図るとともに、交通安全運動などを推進し、段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底を図ります。・子どもの安全の確保のため、通学路を重点とした交通安全設備を整備し、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図ります。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
交通事故の減少	過去5年平均 交通事故発生件数 317件	平成28年度 交通事故発生件数 200件以下
刑法犯認知件数の減少	平成22年度 認知件数：752件	平成28年度 認知件数：650件以下

第1章 快適で安全なまちづくり

2節 広域交通網の整備と均衡ある土地利用

1. 広域交通網

現況と課題

- 本市と周辺都市を結ぶ広域幹線道路は、国道354号や主要地方道結城坂東線などが整備されているほか、横浜、つくば、成田などの東京周辺の拠点都市を環状に結ぶ圏央道の整備が進められています。圏央道の利便性を確保し、広域的なポテンシャルを発揮するためには、国道354号バイパスや主要地方道結城坂東線バイパスなど圏央道へのアクセス道路を整備促進していく必要があります。
- 広域幹線道路網を支え、市内外を結ぶ準幹線道路である中里坂東線などの一般県道については、国道354号バイパスなど幹線道路へのアクセスを向上させるために整備を促進していく必要があります。
- 交通手段を持たない高齢者や子どもの移動手段として、また、環境負荷軽減のため、公共交通は不可欠なものとなっています。バス交通については、東京駅へ向かう高速バス、最寄駅や周辺市町へ向かう路線バスが運行されていますが、全国的なバス離れは本市においても例外ではなく、利用者の減少に伴い路線や便数が縮小されています。また、市民の日常の交通の支えとして市内を循環するコミュニティバスについても利用者が少なく、より利便性の高い公共交通システムが求められています。市民の利用ニーズを的確に捉えた公共交通体系の確立が急務となっています。
- 鉄道交通については、市内に鉄道駅がないため、鉄道の整備が求められており、本市と東京圏を結ぶ鉄道交通の確保が課題となっています。

【関連図表】

国道・県道の整備状況

(単位：m、%、平成23年4月1日現在)

種別	路線名	総延長	道路実延長	舗装率	改良済延長	改良率
国道	国道354号	19,353	19,353	100.0	19,353	100.0
主要地方道	つくば野田線	3,275	3,275	100.0	3,275	100.0
	結城坂東線	14,672	11,640	100.0	11,640	100.0
	土浦境線	8,088	8,088	100.0	4,995	61.8
	計	26,035	23,003	100.0	19,910	86.6
一般道	土浦坂東線	5,614	5,614	100.0	5,243	93.4
	中里坂東線	12,433	12,433	100.0	9,953	80.1
	猿島常総線	15,154	15,137	100.0	8,392	55.4
	高崎坂東線	8,623	8,608	100.0	3,757	43.7
	若境線	3,429	3,407	100.0	1,316	38.6
	岩井野田線	5,238	5,238	100.0	4,678	89.3
	岩井関宿野田線	5,661	2,584	100.0	2,584	100.0
	伏木坂東線	5,095	5,095	100.0	4,419	86.7
	坂東菅生線	2,900	1,738	100.0	1,738	100.0
	小山菅生小絹停車場線	4,629	2,573	100.0	2,520	97.9
	計	68,776	62,427	100.0	44,600	71.4

資料：茨城県土木部「茨城県道路現況調査」

※改良率＝道路改良済延長（道路拡幅、路盤改良、舗装など）／道路実延長の割合

基本方針

●圏央道や国道354号バイパスなどの地域基盤となる広域交通網の整備促進を図りつつ、公共交通ネットワークづくりを推進します。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	広域幹線道路の整備	・圏央道及び国道354号バイパスをはじめ、主要地方道結城坂東線バイパスなどの広域幹線道路の整備促進を図ります。
2	準幹線道路の整備	・都市間を結び広域幹線道路網を支える県道の整備を促進します。 ・圏央道ICや幹線道路へのアクセス性や市民の利便性を高める準幹線道路についても、積極的に整備促進を図ります。
3	公共交通の充実	・市内外を結ぶバス路線については、バス事業者や国県と連携し、路線の確保に努めます。 ・民間のバス路線や病院などの拠点となる施設を結び、市民のニーズに対応した、利便性の高い公共交通体系の確立を図ります。
4	鉄道の利便性の向上	・市内と周辺駅を結ぶバス路線の確保・充実を図ります。 ・地下鉄8号線の延伸について関係自治体や関連団体と連携した積極的な誘致活動を行います。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
国道354号バイパスの整備率の向上	平成22年度 整備率：64.6%	平成28年度 整備率：100%
民間路線バスの維持	平成22年度 路線数：7路線	平成28年度 路線数：7路線

第1章 快適で安全なまちづくり

2節 広域交通網の整備と均衡ある土地利用

2. 土地利用

現況と課題

- 本市は市域全体の約50%が農地となっており、山林などを含めた自然的な土地利用は74.0%となっています。緑豊かな自然環境を基調とした自然的土地利用と市民生活を支える都市的土地利用との調和のとれた土地利用が図られています。
- 圏央道の整備に伴い、農地や林地などから都市的土地利用への転用・転換が増加することが想定されることから、広域交通体系の整備効果を生かした有効的な土地利用を図っていく必要があります。
- 市街地では、地区計画制度等の活用により道路・公園等の都市基盤整備を進め、魅力的な市街地の形成を図ることが必要となっています。特に辺田地区においては、辺田地区地区計画に基づき、良好な居住空間の形成を図っていく必要があります。
- 総合的な土地利用を促進するためには、正確な土地情報の取得が不可欠となっており、地籍調査は、正確で復元可能な地図の作成を目的として、土地利用を促進する上でも重要となっています。本市の地籍調査事業は、猿島地域の要調査地区は完了していますが、岩井地域は現在も調査を継続しており、要調査面積67.19km²に対して平成22年度末の調査完了面積が12.05km²、進捗率17.9%と低い状況となっているため、継続して事業を推進し、調査完了面積の拡大を図る必要があります。

【関連図表】

地目別土地利用の推移



資料：課税課「固定資産概要調書」

基本方針

●自然環境との共生を基調とした総合的、計画的な土地利用を推進し、都市拠点となる市街地の活性化を図ります。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	総合的・計画的な土地利用の推進	・市民の意向を反映しながら、都市計画の指針となる都市計画マスタープランを策定し、総合的な土地利用を推進します。
2	都市的土地利用の推進	・圏央道 I C の整備効果等を生かした新たな工業団地を整備するため、区域区分の見直しを進めます。 ・良好な住環境整備や企業誘致を促進するため、地区計画制度等を活用し、計画的な土地利用を図ります。
3	市街地の適切な土地利用	・地域の特性を生かしつつ、道路・公園・上下水道など都市施設の整備を図ります。 ・辺田地区地区計画に基づき、地域住民との合意形成を図りながら、魅力ある市街地の形成を図ります。 ・市街地に残る生産緑地を保全し、良好な都市環境の形成を図ります。
4	自然的土地利用の推進	・緑豊かな自然環境の保全を始め、優良農地の確保や計画的な農地の有効利用を図りながら、都市機能と調和のとれた土地利用を推進します。
5	土地情報の整備	・計画的な土地利用の基礎となる地籍調査事業を推進します。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
地籍調査進捗率の向上	平成22年度 進捗率：17.9%	平成28年度 進捗率：24%

第1章 快適で安全なまちづくり

3節 坂東らしさが実感できる魅力あるまちづくり

1. 幹線市道・生活道路・橋りょう

現況と課題

- 本市の1級市道は55.5kmのうち45.5kmの整備が完了、2級市道は45.1kmのうち26.3kmの整備が完了しています。1・2級市道は市道単独ではなく、圏央道I-Cへの接続、国道354号バイパス、主要地方道結城坂東線バイパス、土浦境線、中里坂東線やその他の県道との一体的・有機的な整備を図る必要があります。
- 市街地においては、南北の幹線道路整備状況に比べて、東西の幹線道路の整備が遅れているため、朝夕の交通渋滞が激しくなっており、東西方向路線の整備を計画的に進めていくことが必要となっています。
- 安全で円滑な交通を確保するため、道路舗装率が低く、市民からの要望が多い生活道路については、幹線道路・都市計画道路と併せた計画的な整備を行っていくことが求められています。また、通行車両の増加等による道路の破損に対しても適切に対応し、安全な道路環境の維持を図っていく必要があります。
- 市内の橋りょうは181か所あり、老朽化している橋りょうについては、計画的な整備・架け替えを行っていく必要があります。

【関連図表】

市道整備状況の推移

(単位：m)

	実延長	種類別内訳	
		道路延長	橋梁
平成18年度	1,659,553	1,657,296	2,257
平成19年度	1,659,759	1,657,506	2,253
平成20年度	1,659,444	1,657,191	2,253
平成21年度	1,659,528	1,657,275	2,253
平成22年度	1,658,783	1,656,530	2,253

(単位：m、%)

	実延長	内訳		改良率	路面別内訳		舗装率
		改良済	未改良延長		舗装道	未舗装	
平成18年度	1,659,553	285,057	1,374,496	17.2	864,567	794,986	52.1
平成19年度	1,659,759	291,258	1,368,501	17.5	865,566	794,193	52.2
平成20年度	1,659,444	296,355	1,363,089	17.9	865,870	793,574	52.2
平成21年度	1,659,528	301,542	1,357,986	18.2	866,622	792,906	52.2
平成22年度	1,658,783	315,492	1,343,291	19.0	872,294	786,489	52.6

資料：道路課

※改良率＝道路改良済延長（道路拡幅、路盤改良、舗装など）／道路実延長の割合

基本方針

●歩行者や自転車利用者などの誰もが安全・快適に通行できる、利便性の高い道路環境の整備を進めます。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	幹線市道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県道の整備に合わせた機能分担、地域連携に配慮しながら、計画的に幹線市道の整備を図ります。 ・人々が集まる交差点のシンボルとしてストリートモニュメントを設置し、市街地のイメージアップを図るとともに、安全で快適な通行空間を提供します。
2	生活道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との緊密な協議・調整を行い、地域住民と合意形成を図りながら、生活道路の改良を進めて利便性の向上を図り、安全で快適な道路環境の整備を進めます。
3	道路の適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と連携しながら、道路の適切な維持管理に努め、安全な道路環境を維持します。
4	橋りょうの架け替え整備・促進	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した橋りょうは、関係機関への働きかけとともに、道路整備との整合性を図りながら整備・架け替えを行い、安全で快適な道路環境の整備を進めます。 ・181か所のうち、橋長15m以上の橋りょう61か所については、長寿命化計画を策定し、老朽化の進む橋りょうの計画的な整備を進めます。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
道路改良率の向上	平成22年度 改良率：19.0%	平成28年度 改良率：24%
道路舗装率の向上	平成22年度 舗装率：52.6%	平成28年度 舗装率：55%

第1章 快適で安全なまちづくり

3節 坂東らしさが実感できる魅力あるまちづくり

2. 上下水道

現況と課題

- 上水道は、平成22年度の給水人口43,675人、年間給水量5,205千 m^3 となっています。しかし、生活用水を自家用井戸に依存している家庭が多く、普及率は77.6%と低い状況となっています。また、水道基幹施設、配水管網が、更新・再整備の時期を迎えており、耐震化を含めた早急な対策が必要となっています。ライフラインである水道の安定した事業経営のためには、より一層の経営効率化、経営基盤の強化に努めることが必要となっています。
- 生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、市単独の公共下水道事業及び利根左岸さしま流域関連公共下水道事業を実施しており、平成22年度末の整備状況は処理区域面積742.65ha、処理人口17,283人、水洗化人口11,593人、普及率30.7%となっており、普及拡大を目指して、各事業を着実に推進することが求められています。
- 公共下水道処理区域外においては、農業集落排水事業の整備による水洗化や合併処理浄化槽の普及を促進しています。農業集落排水事業は、平成22年度までに供用開始箇所は6地区（大口・長須・猿島西部・猿島北部・猿島中部・猿島東部）になり、受益戸数1,661戸、接続戸数1,033戸、接続率62.2%となっており、接続率の向上に向けて取り組んでいく必要があります。

【関連図表】

上水道普及率の推移

	給水区域内人口 (A)	計画給水人口 (B)	給水人口 (C)	普及率(%) (C/A)
平成18年度	57,622	59,800	42,290	73.4%
平成19年度	57,298	59,800	42,890	74.9%
平成20年度	56,996	47,530	43,406	76.2%
平成21年度	56,610	47,530	43,538	76.9%
平成22年度	56,252	47,530	43,675	77.6%

資料：水道課

下水道普及率の推移

	坂東市人口 (A)	処理人口 (B)	普及率(%) (B/A)	処理区域面積 (ha)	水洗化人口 (C)	水洗化率(%) (C/B)
平成18年度	57,622	15,411	26.7	696	9,872	64.1
平成19年度	57,298	15,804	27.6	714	10,525	66.6
平成20年度	56,996	16,177	28.4	745	10,644	65.8
平成21年度	56,610	16,697	29.5	733	11,053	66.2
平成22年度	56,252	17,283	30.7	743	11,593	67.1

資料：下水道課

農業集落排水接続率の推移

	受益面積 (ha)	受益戸数 (A)	接続戸数 (B)	接続率(%) (B/A)
平成18年度	284	1,390	763	54.9
平成19年度	286	1,402	849	60.6
平成20年度	287	1,413	895	63.3
平成21年度	397	1,418	949	66.9
平成22年度	397	1,661	1,033	62.2

資料：下水道課

基本方針

- 老朽施設の整備改善、耐震化を推進し、水道施設の適正な維持管理に努め、安全でおいしい水の安定した供給を図ります。
- 生活環境の向上と公共水域の水質保全を図るため、公共下水道事業及び農業集落排水事業の整備を促進します。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	上水道の整備	・水道供給の充実を図るため、水道事業基本計画に基づき、水道施設の更新、配水管網の再整備、水質管理の強化などを進めます。
2	水道事業の効率化	・水道料金の統一に向けた検討を進めるとともに、民間委託の推進により経営の合理化に努め、水道事業の効率化を図ります。 ・広報紙などを通じて未加入者への加入の促進を図ります。
3	下水道の整備	・坂東市下水道事業全体計画に基づき、市単独の公共下水道事業及び利根左岸さしま流域関連公共下水道事業を推進し、水洗化の促進に努めます。 ・効率的な下水の処理を行うため、施設長寿命化計画に基づき、老朽施設などの計画的な改修、整備を進めます。
4	下水道の加入促進	・下水道促進週間や各種イベント等でのPR活動、広報紙での周知を進め、下水道への加入を促進します。
5	農業集落排水等の整備	・農村集落においては、農業集落排水基本構想に基づき普及の向上に努め、農業集落排水事業を推進します。 ・事業区域外の農村集落では合併処理浄化槽の設置を促進します。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
上水道普及率の向上	平成22年度 普及率：77.6%	平成28年度 普及率：82%
下水道普及率の向上	平成22年度 普及率：30.7%	平成28年度 普及率：35%
農業集落排水接続率の向上	平成22年度 接続率：62.2%	平成28年度 接続率：85%

第1章 快適で安全なまちづくり

3節 坂東らしさが実感できる魅力あるまちづくり

3. 公園・緑地・景観・河川・斎場

現況と課題

- 公園は、市民の憩いの拠点となっているほか、防火や避難など都市計画上の重要な役割を担っています。現在、街区公園1か所、総合公園1か所、約10.8haの都市公園を整備しており、都市計画決定されていない公園等を含めると15か所、約58.1haを整備しています。しかし、豊かな自然を体験・学習しながら、市民がスポーツ・コミュニティ活動を行う公園・施設などが不足しており、自然環境を生かした市民の憩いの場となる公園整備を行うことが必要となっています。
- 平地林などの緑地は、地球温暖化防止や生態系の保全など様々な役割を果たしながら、豊かな自然景観を形成しています。しかし、十分な管理が行き届かない状況となっているため、それらを適切に活用していきながら保全していく必要があります。
- 市街地と集落では、地域の魅力を高めるため、地域の特性に応じた街並みのルールを定めるなどの対策が必要となっています。
- 市内には6つの一級河川と4つの準用河川、本市と常総市の境界には菅生沼があり、市民の憩いの場として良好な水辺環境を形成しており、今後ともこれらの環境の保全を図っていく必要があります。
- 市内の各地に分布する自然環境の保全や公園の整備に努めるとともに、それぞれの機能を効果的に引き出すため、相互に関連づけた計画的な取組が必要となっています。
- 斎場は無臭・無煙の火葬炉に庭園や告別式場を設けた市営斎場とともに、さしま斎場（さしま環境管理事務組合）の利用を継続していきます。また、老朽化している施設については、計画的な整備を図っていく必要があります。

【関連図表】

主な公園の状況

(単位：ha、平成23年4月1日現在)

	名 称	面積
総合公園	八坂公園	10.20
街区公園	中央児童公園	0.64
その他の公園	逆井城跡公園	5.37
	宝堀運動公園	2.70
	馬立運動公園	1.50
	猿島球場	2.60
	生子運動公園	2.95
	沓掛球場	0.96
	内野山運動公園	2.08
	幸神平公園	2.55
	創造の池多目的広場	9.18
	岩井球場・テニスコート等	5.70
	前山公園	2.75
八坂水生公園	2.81	
しど谷津公園	6.10	

資料：都市整備課



基本方針

●うるおいある住環境の形成のため、公園、緑地、景観、河川の整備・保全や斎場の適正管理、緑のネットワーク化を推進します。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	計画的な公園の整備	<ul style="list-style-type: none">・自然環境を生かした地域住民のレクリエーションや憩いの場としての公園を整備します。・安心して利用できるよう適切な公園施設の維持・管理を行います。
2	豊かな自然景観の保全と緑地の充実	<ul style="list-style-type: none">・緑や水辺などの豊かな自然景観の保全を図ります。・市民の身近な憩いの場となる公園緑地の整備・保全に努めます。・桜並木を整備していくとともに、美しい自然景観としての活用を図ります。
3	優れた都市・集落景観の形成	<ul style="list-style-type: none">・市街地の整備や農業環境の整備と合わせて、地域の合意形成を図りながら、自然、歴史、文化の調和のとれた魅力ある景観の形成を図ります。
4	河川の整備	<ul style="list-style-type: none">・国、県と連携し、利根川をはじめとする一級河川の堤防の整備・改修や準用河川の整備・管理を進めます。
5	水と緑のネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none">・市民・事業者等との協働により、水と緑の豊かな魅力あるまちづくりを図ります。
6	斎場の適正管理	<ul style="list-style-type: none">・市営斎場・さしま斎場の適正な維持管理に努め、利用者の利便性の向上を図ります。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
公園整備面積の向上	平成22年度 公園面積：58.1ha	平成28年度 公園面積：62.0ha

第1章 快適で安全なまちづくり

3節 坂東らしさが実感できる魅力あるまちづくり

4. 住 宅

現況と課題

- 市民が快適な生活を営んでいく上で居住環境は必要不可欠なものとなっており、本市には、辺田山中住宅に4棟20戸、藤田住宅に7棟122戸、さしま住宅に3棟36戸、計178戸の市営住宅を整備し、管理をしています。今後は、施設の計画的な整備、維持管理を図っていく必要があります。
- 東日本大震災では、本市も震度6弱を記録し、2,300戸を超える家屋が被害を受けました。耐震改修促進計画に基づき、直下型地震で想定される建物の全壊被害を軽減させ、市民の生命、財産を守るため、木造住宅の耐震診断を実施し、地震災害の軽減を図ることが必要となっています。

【関連図表】

市営住宅の状況

(平成23年4月1日現在)

名 称	種別及び構造	管理戸数 (戸)	管理棟数 (棟)	建築年度 (年)	土地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	一戸当たり 面積 (㎡)	
辺田山中住宅	1種簡易耐火 2階建	20	4	昭和49	21,150	923.40	46.2	
藤田住宅 A棟	2種中層耐火 3階建	18	1	昭和57		1,204.11	58.1	
藤田住宅 B棟	中層耐火4階建	8	1	平成10		690.96	73.6	
藤田住宅 C棟	中層耐火4階建	8	1	平成10		690.96	73.6	
藤田住宅 D棟	中層耐火4階建	24	1	平成12		1,821.94	63.0	
藤田住宅 E棟	中層耐火4階建	24	1	平成13		1,820.70	63.0	
藤田住宅 F棟	中層耐火5階建	20	1	平成15		1,822.50	61.0	
藤田住宅 G棟	中層耐火5階建	20	1	平成16		1,821.97	61.0	
さしま住宅 A棟	1種中層耐火 3階建	12	1	平成2		1,734	853.29	61.0
さしま住宅 B棟	中層耐火3階建	12	1	平成15		1,349	1,053.43	61.3
さしま住宅 C棟	中層耐火4階建	12	1	平成17	1,184	1,108.13	67.3	
計		178	14		29,034	13,811.39	689.1	

資料：管財課

基本方針

●魅力あるまちづくりを目指し、快適で安全な住環境の整備に努めます。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	快適な住環境の整備	<ul style="list-style-type: none">・良質な住宅供給による定住促進に向け、住宅施策の拡充について検討します。・市街地における都市開発・地域開発を進め、良好な住宅用地の確保を図るとともに、民間活力を生かした宅地開発事業を促進し、定住促進に向けた快適な住環境の整備を図ります。
2	良質な住宅供給の推進	<ul style="list-style-type: none">・耐震性能が低い木造住宅を対象に耐震診断に対する補助事業を実施し、木造住宅の耐震化を促進します。
3	快適で安全な市営住宅の供給	<ul style="list-style-type: none">・国の補助などを活用し、長寿命化計画に基づいた市営住宅の適正な維持管理に努めます。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
耐震性能の低い木造住宅の耐震化の促進	平成22年度 耐震性能の低い木造住宅 5,957棟	平成28年度 耐震性能の低い木造住宅 2,306棟
市営住宅の長寿命化の推進	平成22年度 長寿命化対応済棟数 8棟	平成28年度 長寿命化対応済棟数 14棟（全棟）

第2章 福祉・医療の充実した社会づくり (福祉・健康・医療)

第2章 福祉・医療の充実した社会づくり

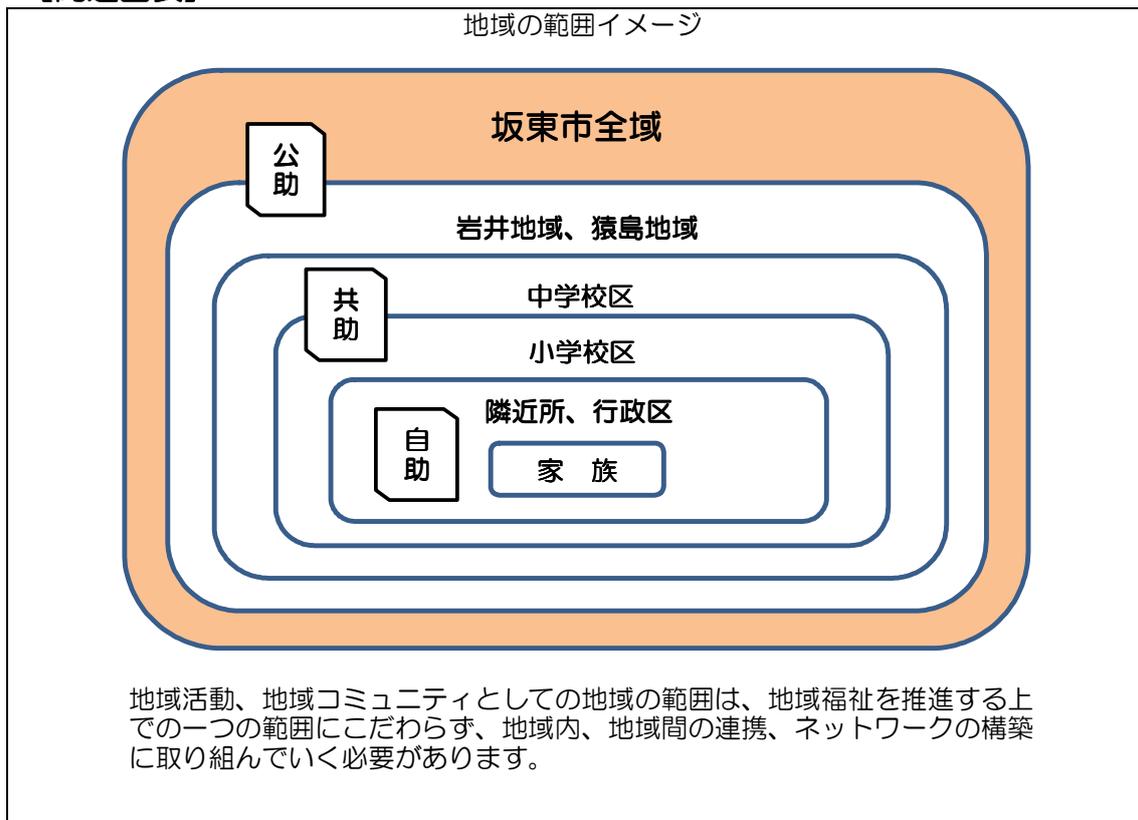
1 節 質の高い地域福祉の推進

1. 地域福祉

現況と課題

- 少子高齢化、核家族化の増大等の家族形態の変化の進展により、福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、相互扶助精神の低下が懸念されています。そのため、市民参加を基調としながら、地域の実態に合ったきめの細かい福祉対策が求められるなど、地域の住民を中心とした地域福祉推進体制の確立が期待されています。
- 本市では、民生委員、児童委員をはじめとした関係機関との連携・協力による各種福祉事業とともに、社会福祉協議会やボランティア団体等の協力を得て、市民の参加による福祉活動を推進しています。今後は一層の市民のボランティア活動に対する意識の醸成、活動基盤の充実が必要となっています。
- 地域における市民生活の課題を明らかにするとともに、社会情勢の変化に対応しながら、支援を必要とする人や家族だけでなく、全ての市民が共に支え合う地域福祉を推進していくことが求められています。

【関連図表】



基本方針

●地域に暮らす誰もが幸せな生活を送れるように市民、団体、行政の連携を充実させ、地域で支え合う仕組みをつくりま

施策の内容

	施策番号・項目	内 容
1	地域福祉の充実	<ul style="list-style-type: none">・坂東市地域福祉計画に基づき、市民が自立した豊かな生活を送ることができる地域社会の形成を目指し、市民、事業者、行政が連携して計画を推進します。・各福祉センターを拠点に、社会福祉協議会、民生委員、ボランティア団体、NPO団体などとの連携も含めた、全庁的な取組と体制づくりを進めます。
2	地域福祉活動の促進	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉の担い手となる市民やボランティア団体の学習機会を充実し、地域に根ざした市民が主体となる福祉活動を促進します。・社会福祉協議会等との協力により、ボランティア活動への市民参加や、NPO団体などとの連携を充実させ、地域における市民生活の問題解決を支援する体制を整備し、市民による市民のための地域福祉を促進します。

第2章 福祉・医療の充実した社会づくり

1 節 質の高い地域福祉の推進

2. 人にやさしいまちづくり

現況と課題

- 「あらゆる人がともに住み、ともに生活できるような社会づくり」という理念のもと、本市では、高齢者や障がい者をはじめ、妊産婦や乳幼児などあらゆる境遇の全ての人々が快適に安心して暮らせるまちづくりを目指し、主要公共施設にエレベーターやスロープの設置・整備、車いす用トイレの設置などを進めています。
しかし、民間施設も含めた公共的施設の設備改善には、多くの財源や助成・補助制度などの検討が必要です。長期的な視野に立って、市内のユニバーサルデザイン※化を計画的・効率的に進めるための研究を行う必要があります。
- 公共サインにおいては、公共サイン計画の基本方針を踏まえ、ユニバーサルデザインを導入し、誰もが見やすく・わかりやすいサインデザイン、サインシステムを構築し、人にやさしいまちづくりのための体系的な整備推進が求められています。
- 今後の更なる整備推進にあたっては、行政と市民が一体となった取組が望まれており、ユニバーサルデザインの必要性及び意義に関する市民の意識啓発が必要となっています。

※ユニバーサルデザイン：高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、全ての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること

【関連図表】

公共サイン



基本方針

●高齢者や障がい者をはじめ、全ての人が共に安心して快適に暮らせる公共空間の整備を推進するとともに、行政と市民が一体になって人にやさしいまちづくりに取り組みます。

施策の内容

	施策番号・項目	内 容
1	人にやさしいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児などに配慮した誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、市民、企業、行政が相互に連携して福祉のまちづくりを積極的に促進します。・ 公共空間などの施設のユニバーサルデザイン化を推進するとともに市民誰もが安全・快適に移動できる交通手段の充実を図ります。・ 公共サインについても坂東市公共サイン計画に基づき、誰もが見やすく、わかりやすいユニバーサルデザインの導入を図ります。
2	啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 市民及び関係機関との幅広い連携を保ちながら、学校、家庭、職場など日常生活の中で、啓発活動を積極的に推進し、ノーマライゼーション※を基本理念とした「人にやさしいまちづくり」思想の高揚に努めます。

※ノーマライゼーション：高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会の在り方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策

第2章 福祉・医療の充実した社会づくり

2節 高齢者・障がい者福祉の充実したまちづくり

1. 高齢者福祉

現況と課題

- 本市における65歳以上の人口は、平成23年4月1日現在で12,298人で、総人口の21.9%となっており、今後本格的な高齢社会を迎えようとしています。特に75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、寝たきりや認知症による要介護者の増加が予想されます。
- 岩井、猿島の2か所の福祉センターにおいては、高齢者向けのデイサービス事業に重点を置いた各種事業を行っています。また、市内2か所の地域包括支援センターでは、介護予防の重要拠点並びに高齢者の相談窓口として高齢者福祉事業を推進しています。今後も、高齢者が要介護状態にならないよう、健康づくりを含む介護予防サービス基盤の強化を図ることが必要となっています。
- これからの望ましい高齢社会とは、人生経験豊かな高齢者が、健康で、地域の様々な活動に参加し、自らが生きがいの創造者として主体的に生活することのできる社会でなければなりません。また、それは、各種の福祉サービスが用意され、可能な限り家庭や地域社会の中で、必要なサービスを受けることのできる社会であるといえます。
- 高齢者向けの就労、学習、スポーツ活動、コミュニティ形成の場や機会を拡充し、高齢者が長年培った知識や経験を生かしながら自己を実現することができるような環境を整えていくことが重要となっています。
- 核家族化の進展などにより、高齢者だけの世帯、ひとり暮らし世帯も増加している中、こうした世帯等が安心してゆったりと暮らせるように、日常生活上の援助や見守る体制の確立も課題となっています。

【関連図表】

高齢者人口の推移

区分	総人口（人）	65歳以上（人）			高齢化率 %
		男	女	計	
平成18年	57,613	4,906	6,413	11,319	19.6
平成19年	57,622	5,052	6,513	11,565	20.1
平成20年	57,298	5,165	6,645	11,810	20.6
平成21年	56,996	5,315	6,805	12,120	21.3
平成22年	56,610	5,415	6,852	12,267	21.7
平成23年	56,252	5,442	6,856	12,298	21.9

資料：住民基本台帳

基本方針

●高齢者が生きがいをもって安心して暮らせるまちを目指し、生涯にわたる健康づくりの支援と介護福祉サービスの充実を図ります。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	高齢者の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護状態にならずに、高齢者一人一人が生涯にわたり心身ともに健康な生活を送ることができるよう、運動器・口腔機能<small>こうくう</small>の向上、栄養改善を図るなど介護予防事業を推進します。 ・高齢者自らが実践する健康づくり活動を促進するとともに、保健・栄養に関する知識の普及、軽スポーツ活動を支援します。
2	介護福祉サービス等の基盤強化	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域で必要な介護サービスを円滑に利用できる環境を充実するとともに、地域包括支援センターを中心とした地域ケア、地域リハビリテーション体制の確立に努めます。 ・在宅で高齢者を介護する家族などの多様な相談に応じ、高齢者の在宅での生活を支援する地域包括支援センターの機能を強化します。 ・民間事業所等の参入促進など、介護・介護予防サービスの基盤の強化に努めます。
3	生きがい対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のボランティア活動や老人クラブ活動その他、自主的な活動を促進し、高齢者の幅広い分野での社会参加を支援すると同時に、高齢者が長年にわたって培ってきた知識や技術などを発表したり、指導したりする場・機会を拡充します。 ・シルバー人材センターの一層の充実を支援し、高齢者が地域社会の中で生きがいを持って働ける場を確保します。
4	高齢者世帯等の見守り体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者だけの世帯やひとり暮らし世帯の方々が、安心して生活していくために、地域の見守り体制の充実を図ります。 ・ひとり暮らし世帯の方々が、病気などの緊急事態に対応するための緊急通報システムの設置を支援し、生活上の不安感の解消に努めます。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
地域包括支援センターの設置数	平成22年度 2か所	平成28年度 3か所

第2章 福祉・医療の充実した社会づくり

2節 高齢者・障がい者福祉の充実したまちづくり

2. 障がい者福祉

現況と課題

- 平成22年度末の身体障害者手帳所持者は1,695人、療育手帳所持者は376人、精神障害者保健福祉手帳は193人で、それぞれが年々増加傾向にあり障がいの程度も重度化・重複化し、障がいの発生要因も多様化、複雑化してきています。
- 障がいのある人もそうでない人も地域の中で共に暮らし生活できる社会の形成が求められています。また、地域における障がい者の自立が求められています。こうした地域福祉を推進するためには、地域の行政区、民生委員、児童委員、ボランティア、市民、既存組織等を中心に地域福祉推進組織を立ち上げていくことが必要です。
- また、「福祉の視点から、自分の住む地域がどのようになったら住みやすくなるか」という考え方をもとに地域ごとに活動計画が展開されていくことが望まれます。
- 障がい者が地域社会の中で、のびのびと積極的に生きることができるよう、就労や社会参加の場や機会を確保することが必要です。
- 精神障がい者保健福祉は、近年市町村に実施主体が移行しつつあります。精神障がい者が適切な治療を受けながら住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、保健・医療・福祉が連携して地域ケア体制を整備し、本人及び家族の支援に取り組むことが求められています。

【関連図表】

障害者手帳交付状況

(単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
精神障害者保健福祉手帳	158	170	166	197	193
療育手帳	315	323	332	355	376
身体障害者手帳	1,702	1,646	1,706	1,676	1,695

資料：社会福祉課

基本方針

●障がいのある人もそうでない人も、坂東市の一員として安心して共に暮らすことのできる地域社会の形成と、障がい者一人一人が自立し、可能性を追及しながら、生きがいを持って生活できる社会の形成を目指します。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	障がい者の自立支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携により、障がい者の就労相談や職業紹介など雇用促進事業を推進するとともに、移動手段の充実に努めます。 ・障がい福祉計画に基づいた福祉・保健・医療等広い視野で障がい者を支える各サービスの周知と窓口体制の充実に努めます。
2	障がい者の社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいには、多様な種類や程度があることについての認識を深めるとともに、障がい者に対する理解を促すために、障がいのある人とない人との交流の機会や場づくりを推進します。 ・障がい者団体などとの連携により、地域行事や地域活動、学習活動やスポーツ活動等に積極的に参加できる環境づくりを進め、障がい者の社会参加を促進します。
3	地域における難病患者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者に対して難病患者福祉手当を支給し、難病患者とその家族への支援を行い、福祉の増進を図ります。
4	地域における精神障がい者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者に対して、通院医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
心身障がい者福祉ワークス運営事業の充実	平成22年度 通所人数：19人	平成28年度 通所人数：25人
精神障がい者共同作業所運営事業の充実	平成22年度 通所人数：23人	平成28年度 通所人数：25人

第2章 福祉・医療の充実した社会づくり

3節 子育て支援の充実したまちづくり

1. 児童福祉・子育て支援

現況と課題

- 生活環境や社会環境の変化、更に急速な少子化の進展により、子どもとその家庭を取り巻く環境が大きく変化してきています。子育てへの不安をなくし、子どもを欲しいと思う誰もが安心して、子どもを生み、楽しく育てていける環境づくりを進めていくために、平成22年3月に次世代育成支援行動計画後期計画を策定し、子育てに関する相談・情報提供の充実、保育サービスの充実、児童健全育成のための施設整備や地域の子育て拠点づくりなどに努めてきました。市内には、公立保育所が2か所、私立保育園が7か所開設しており、平成23年4月1日現在の入所児童数は941人となっています。近年、保育ニーズや勤務形態等が多様化しており、これに対応するサービス内容、体制が必要となっています。
- 公立保育所の施設は老朽化しており、耐震化も併せた計画的な整備の推進が必要となっています。
- 放課後児童クラブについては、直営（小学校空教室・児童センター）で8か所、民間委託で5か所実施しています。近年、少子化の進展で児童数は減少しているものの、核家族の増加や夫婦共働き世帯の増加により、放課後児童クラブ入所者数は毎年増加している状態です。今後は、放課後児童クラブの設備面の充実及び指導員の確保等が喫緊の課題となってきますので、計画的に対応することが求められています。
- 子育て世代の利便性を向上させるために、児童福祉センターに授乳室を設置しました。今後も引き続き、利便性の向上、耐震性の確保や老朽化に伴う施設整備を実施し、中央児童公園をはじめ市内41か所の児童遊園地においては遊具の安全性の確保や内容の充実を図ることが必要となっています。
- 深刻な問題となっている子どもの虐待やいじめに対し、平成18年8月に要保護児童対策地域協議会を設置していますが、今後は具体的な取組の充実を図っていくことが必要となっています。

【関連図表】

放課後児童クラブ人数の推移表

小学校区	ク ラ ブ 名	※人数は年間延べ人数（単位：人）				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
岩井第一	あひるクラブ	551	612	682	661	707
岩井第二	ニコニコクラブ1	381	394	374	385	405
	ニコニコクラブ2	528	565	625	585	683
弓馬田	元気クラブ	196	142	148	139	76
神大実・飯島	ちびっ子クラブ	203	239	314	379	383
七郷	ひまわりクラブ	341	323	306	432	408
中川	放課後児童クラブ「ひまわり」	589	601	442	506	467
長須	児童クラブ「青空」	217	249	412	483	555
七重	なかよしクラブ	331	351	348	396	297
生子菅	さしま保育園児童クラブ	375	338	431	625	614
逆井山	若草児童クラブ	579	645	786	871	977
沓掛・内野山	明德児童クラブ	619	581	656	691	747
合計		4,910	5,040	5,524	6,153	6,319

資料：子育て支援課

基本方針

●安心して子どもを生み育てることができるよう、保育内容の充実や子育て環境の整備、更に子育て支援体制の整備など、少子化対策を推進します。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	子育て支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する保育ニーズや勤務形態等に対応した体制の整備、認可外保育園、病後児保育の支援など、保育サービスや地域社会の支援体制を充実させます。 ・少子化対策として、さわやか子育て出産奨励金制度を更に推進します。
2	子育て環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの民間委託の推進や、社会福祉協議会や関係機関との連携などにより、地域における子育て支援事業の一層の充実を図ります。 ・市民の協力のもとに、子どもたちが創意工夫して遊べる安全な遊び場として、児童遊園地などの整備に努めます。 ・授乳室やベビーカー利用者・妊産婦用駐車場の設置など子育て世代が利用しやすい施設の整備を図ります。
3	保育所の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な保育サービスの提供に向けて、民間活力導入の推進を含めたサービスの一層の充実を図ります。 ・公立保育所の老朽化に対応するため、幼稚園・保育所の一体化施設の整備を推進します。
4	児童のいじめ・虐待対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対する犯罪や虐待防止等の観点から、子どもの権利を尊重する社会の実現に向けた普及・啓発活動を推進するとともに、虐待の早期発見・早期対応を推進するため要保護児童対策地域協議会の内容を充実させます。
5	子育て支援情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度に作成した「坂東市子育てガイドブック」の活用を促進し、子育てに関する情報を積極的に発信していきます。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
延長保育の充実	平成22年度 延長保育実施園数 7か所	平成28年度 延長保育実施園数 9か所

第2章 福祉・医療の充実した社会づくり

3節 子育て支援の充実したまちづくり

2. ひとり親家庭の支援

現況と課題

- 離婚等により母子家庭等、ひとり親の下で監護、養育される子どもたちが大幅に増加しています。子どもの健全な成長には、親が就労等により自立した子育てができることや、地域や社会全体で子どもを育てていくことが重要となっています。
- 家庭は子どもの生活の場であり、健全な育成を支える原点であるため、引き続きひとり親家庭に対する相談、援護対策を充実し、その自立促進と生活上の問題解決に向けて福祉施策を拡充していく必要があります。
- 本市では、ひとり親家庭が自立した生活を送るため、児童扶養手当や遺族年金の支給、母子寡婦福祉資金貸付のほか、母子（父子）家庭等学資金の支給などの支援を行っています。
- ひとり親家庭では、心身両面での負担が大きくなっており、生活安定の為の相談体制の充実やこれら制度が十分に周知され、支援を必要とする家庭に適切に運用されることが必要となっています。

【関連図表】

児童扶養手当受給者数の推移

	人数
平成18年度	410人
平成19年度	415人
平成20年度	440人
平成21年度	453人
平成22年度	506人

母子（父子）家庭等学資金受給者数の推移

平成18年度	421人
平成19年度	441人
平成20年度	444人
平成21年度	423人
平成22年度	486人

資料：子育て支援課

基本方針

●児童委員などとの連携により、福祉施策の周知及び相談体制の充実を推進し、ひとり親家庭の自立支援と精神的・経済的負担の軽減を図ります。

施策の内容

	施策番号・項目	内 容
1	ひとり親家庭への経済的支援	<ul style="list-style-type: none">・経済的自立を図るため、母子寡婦福祉資金の貸付制度、母子（父子）家庭等学資金の支給制度の活用を図るとともに、これらの公的制度の有効利用を行うよう啓発・広報活動を推進します。・社会的、経済的に不安定な母子家庭等に対する自立援助として関係機関との連携のもとに雇用の促進等、就労の場の拡大を支援します。
2	自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none">・関係機関、児童委員などとの連携により、ひとり親家庭の生活実態の的確な把握に努めます。・民生委員などとの連携を強化して地域における生活相談・援助体制を充実させるとともに、自立助長のため窓口での相談、指導業務を充実します。・育児や家事を無理なく行い、安心して生活を送ることができるよう、子育てや日常生活の場を支援するサービスの提供を検討します。

第2章 福祉・医療の充実した社会づくり

4節 健康・医療の充実したまちづくり

1. 予防衛生・健康づくり

現況と課題

- 豊かで明るい暮らしを営むためには、まず健康でなければなりません。誰もが生きがいを持って生活できる活力ある地域社会を築くためにも、健康は大切な要素です。
- 近年、食生活や生活習慣の変化、ストレスの増大などにより、健康を取り巻く環境に変化が起きています。糖尿病や心臓病、がんなどの生活習慣病が増加し、加えて急速な高齢化が進んだ結果、医療費負担の増大が社会問題になっています。全ての市民が健やかに暮らし、活力ある社会をつかっていくためには、健康を増進し、病気にかからないようにする予防衛生・健康づくりが重要になります。
- 健康づくりは、市民一人一人が「自分の健康は自分でつくる」という意識を持つことが大切です。「坂東市健康プラン21」に基づいて、地域における健康づくりを推進し、市民が自分で健康づくりを行っていきける機会や、疾病予防のための各種健康診査等の機会の提供・充実を図っていかねばなりません。
- 感染症対策として、子宮頸がん、ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種や、各種予防接種や結核予防に関する検診等を実施しています。
- 母子の保健対策として、次代を担う健全な子どもの育成と母子保健の充実を図るため、年間を通した妊娠から乳幼児期まで一貫した体系のもとに健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導等を総合的に実施しており、今後はこれらの一層の充実が求められています。

【関連図表】

平成22年度健康診査実施状況

名称	対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者の範囲	健診の主な内容	
特定健診	14,497	4,453	30.7	40歳～70歳 坂東市国民健康保険加入者	腹囲測定を含む身体計測、 血圧測定、尿・血液検査等	
特定健診に準ずる健診		560		20歳～39歳		
	6,273	762	12.1	後期高齢者	身体測定、尿・血液検査等	
結核検診		6,299		20歳以上	胸部レントゲン	
胃がん検診	16,247	2,137	13.2	40歳以上	エックス線間接撮影	
大腸がん検診	16,247	3,380	20.8	40歳以上	便潜血検査	
肺がん検診	16,247	X線撮影	5,750	35.4	40歳以上	胸部レントゲンの二重読影
		喀痰検査	110		40歳以上で該当者	喀痰細胞診検査
前立腺がん検診		1,557		50歳以上の男性	血液検査	
骨粗鬆症検診		365		25歳～70歳までの女性 (5歳刻み)	超音波検査	
B型C型肝炎検査		84		40歳及び未受診者	血液検査	
口腔機能測定		160		40・50・60・70歳男女	だ液検査、ガム検査、歯科 診察、歯科ブラッシング指導	
子宮がん検診	集団検診	1,902	18.4	20歳以上女性	頸部細胞診検査	
	医療機関検診	348				
乳がん検診	集団検診	マンモグラフィ	1,102	40・42・44・46・48歳女性	マンモグラフィ2方向	
		マンモグラフィ		50歳以上偶数年齢女性	マンモグラフィ1方向	
	超音波	1,179	22.5	30～39歳、40歳以上奇数年齢女性	超音波検査	
	医療機関検診	226		30歳以上女性	視触診+超音波検査、又は 視触診+マンモグラフィ1方向	

資料：保健センター

基本方針

●市民が生涯にわたって健やかな生活を送れるよう、各種健康診査や生活習慣の改善を通じ積極的に健康づくりを推進するとともに、予防衛生の充実を図ります。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康意識を高めるとともに、坂東市健康プラン21に基づいた健康教育、健康相談、健康診査事業の展開や生活習慣病予防食や運動の普及など市民の健康づくりを推進します。 ・市民のライフステージに合わせた心身の状態に対応した健康づくりの正しい知識を普及させるため、地域、職場、学校における思春期教育など健康教育の充実を推進します。 ・育児に対する心配や食育を含めた栄養に関する健康管理、口腔衛生に関することなど、様々な相談に応じることができるよう、事業内容の充実を図ります。
2	健康診査体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が健やかに暮らせるよう、生活習慣病やがんを早期に発見・治療する健康診査を実施するとともに、健診後の指導の充実に努めます。 ・母子保健対策は、各種乳幼児健診・相談等において、異常の早期発見とともに養育者の育児の孤立化及び育児不安の軽減を図ります。また、関係機関、各種専門職等と連携を図り、子どもの健やかな成長を支援していきます。
3	心の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・心の健康の問題に対する正しい理解を深めるため、市民への普及啓発活動を推進するとともに、市民が利用しやすい相談体制の充実を図ります。
4	感染症予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携して結核、エイズ、肝炎などの感染症対策を推進するとともに、正しい知識の普及と啓発に努めます。 ・感染症対策の予防接種事業は、広報紙・ホームページ等で予防接種の重要性の啓発に努め、接種率の向上を図ります。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
がん検診受診率の向上	平成22年度 肺がん検診受診率 35.4%	平成28年度 肺がん検診受診率 50%

第2章 福祉・医療の充実した社会づくり

4節 健康・医療の充実したまちづくり

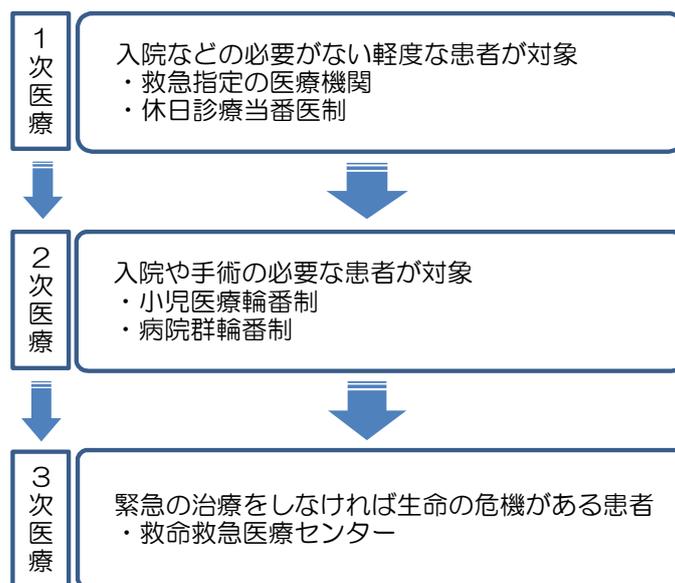
2. 医療

現況と課題

- 近年における医療水準は医学の進歩などにより、著しく向上してきましたが、反面、社会環境の変化、人口の高齢化に伴い、市民の医療に関する要求は、高度化・多様化しています。そして、市民が身近なところで、良質な医療サービスを必要なときに受けられるシステムが求められています。
- 医療制度の改革により、医療費の節約と診療の充実を目指して、医療機関の機能分担や医薬分業化などが進められました。これにより、かかりつけ医の重要性が増すとともに、医療機関相互の連携を強化して質の高い医療サービスを提供することが課題となっています。そのため、患者やその家族が適正な医療機関の選択や相談ができるよう情報提供や相談事業の促進を図る必要があります。
- 社会的な影響が大きい感染症や認知症などの対策として、保健・医療・福祉の連携を一層強化し、予防から治療までの総合的な取組を更に充実させていく必要があります。
- 救急医療については、事故や急病に対応した夜間及び休日の初期救急や、脳卒中及び心筋梗塞等の重症患者に対する高度な医療機能を備えた救急医療体制の充実など、24時間診療体制を確立していくことが重要な課題です。
- 大規模地震など災害発生時の医療の確保に向けた災害時医療の充実など、緊急時にも市民の健康と安全を守る医療体制を充実していく必要があります。
- 救命率の向上を図るためAEDの公的施設への設置や、市民への使用方法の講習会・設置情報を公開しています。

【関連図表】

坂東市の救急医療体制図



基本方針

●医療機関や関係機関と連携し、市民が安全・安心な生活を送るための医療体制の充実を図ります。

施策の内容

施策番号・項目	内 容
1 地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・医療機関や薬剤師会などの関係機関、福祉サービス機関との更なる連携を図り、不足する診療科目の強化など総合的な地域医療体制の充実に努めます。・関係機関の協力を得ながら「かかりつけ医」についての意識啓発やその定着を図ります。・新型インフルエンザ等大流行が予測される感染症に対して、行動計画を策定し、医療機関や関係団体と連携・協力し、迅速かつ適切な対応を図ります。
2 救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・医療機関と連携し、市民が休日などの急病等に対して、受診できるよう医療機関の確保を図ります。・市内外の医療機関とも連携し、休日・夜間の救急医療や小児医療体制の充実も検討します。・ばんどうホットライン24の活用を促進し、24時間365日、市民の健康をサポートする情報を提供します。・AEDの設置や救命講習会の開催を推進するとともに、AEDの適切な管理に努めます。
3 献血の推進	<ul style="list-style-type: none">・献血の重要性について意識啓発を図り、献血事業を推進します。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
小児医療輪番日数の確保	平成22年度 輪番対応日数 221日	平成28年度 輪番対応日数 250日

第2章 福祉・医療の充実した社会づくり

4節 健康・医療の充実したまちづくり

3. 社会保障

現況と課題

- 国民健康保険制度は、創設以来、国民皆保険の中核を担う制度として地域医療の確保と健康増進に大きく貢献しています。しかし、近年の急速な高齢化や景気低迷による低所得者の増加という構造的な問題に加え、医療技術の高度化による医療費の増加等により、財政状況が非常に厳しくなっています。そのため、国民健康保険税の収納率向上や保健事業の充実により医療費の削減を図り安定的な運営を行っていく必要があります。
- 医療制度改革により、平成20年度より特定健康診査が保険者に義務付けられました。坂東市特定健康診査等実施計画に定められた目標値の達成に向けて、啓発と周知に努める必要があります。
- 後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者等を対象として平成20年4月から施行されました。運営は都道府県ごとの広域連合が行い、市町村が保険料の徴収事務を担います。今後も、保険料の収納率の向上に努めていく必要があります。
- 医療福祉制度は、妊産婦、小児（0歳から9歳まで）、ひとり親家庭の親子、重度心身障がい者等が、安心して医療機関を利用できる制度として、医療福祉の向上に大きな役割を果たしています。本市では、更に12歳までの児童を対象にすこやか医療費支援事業を行っています。今後も制度を維持し、市民生活の安定を図っていく必要があります。
- 国民年金制度は、老後の生活だけでなく、障がい者や遺族になったときにも基礎年金を支給し、経済的な支えを行うことを目的として、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の全ての人が加入します。少子高齢化を背景に、今後、ますます国民年金制度の財政状況は厳しくなることが予想されるため、事業運営の一層の適正化を図ることが必要となっています。
- 平成12年度から始まった介護保険制度は、高齢者が安心して暮らせるよう高齢者介護を社会全体で支えるための制度です。比較的新しい制度であることから、一層の制度の浸透を図るとともに、近隣市町村やサービス提供事業者など関係機関との連携を深め、円滑に推進することが求められています。

【関連図表】

国民健康保険の状況（過去3か年）

		平成20年度	平成21年度	平成22年度
世帯数 (世帯)		10,473	10,409	10,402
被保険者数 (人)		23,391	23,077	22,727
医療費	件数 (件)	276,285	276,493	271,053
	費用額 (千円)	5,104,113	5,377,441	5,249,193
	1件当りの費用額 (円)	18,474	19,449	19,366
	1人当りの費用額 (円)	218,208	233,022	230,967
保険税	収納額 (千円)	2,183,743	2,099,202	1,992,312
	収納率 (%)	88.52%	87.96%	89.33%
	世帯当りの収納額 (円)	208,511	201,671	191,531
	1人当りの収納額 (円)	93,358	90,965	87,662

資料：保険年金課

基本方針

●市民の誰もが安心して健康的な生活を送れるよう、医療費の適正化と保健事業の推進に努めます。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	国民健康保険事業の安定運営	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事業における財政健全化を推進するため、国の医療保険制度改革の動向を注視しつつ、収納率の向上や適正な給付に努めます。 ・また、特定健診・保健指導計画を策定し、毎年の特定健診・保健指導事業を実施します。
2	高齢者医療制度の安定運営	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者医療は新たな医療保険制度に移行するとされており、今後の動向を見極めながら、適切な対応を図ります。
3	医療福祉の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦、乳幼児、児童、ひとり親家庭の親子、重度心身障がい者等の医療費の一部を助成し、これらの市民の生活の安定及び福祉の向上に努めます。
4	国民年金制度の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・年金制度の周知・普及を図り、市民一人一人の受給権確保に努めます。 ・国の動向を注視し、国民年金制度の改正に円滑に対応し、相談業務の充実を図ります。
5	介護保険制度の円滑な推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の利用方法や利用実態、介護サービス事業者などの情報提供を積極的に行い、制度に対する理解を深め、市民の主体的選択に基づく適切な介護サービスの利用を促進します。 ・適切な介護サービスを利用できるよう、介護保険事業計画を3年ごとに見直し、介護保険制度の適正な運営に努めます。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
特定健診受診率 [※] の向上	平成22年度 受診率：30.7%	平成28年度 受診率：65%

※特定健診受診率：40歳～74歳の坂東市国民健康保険加入者の受診率

第3章 人と自然にやさしい環境づくり (環境)

第3章 人と自然にやさしい環境づくり

1 節 豊かな自然環境の保全・活用

1. 自然環境・公害防止

現況と課題

- 本市は、猿島台地に広がる平地林や里山、屋敷林など、緑豊かな自然環境を有しています。また、坂東太郎の別名でも知られる利根川などの河川や、冬にコハクチョウが飛来する菅生沼などの豊かな水辺環境は茨城県内最大の自然環境保全地域となっています。こうした坂東市の素晴らしい自然環境を守り、維持していくためには、無秩序な開発等による自然環境破壊を防止していく取組が必要となっています。
- 市民が坂東市や地域の豊かな自然に関心を持ち、そうした自然に親しみながら、互いの交流や学びの場として利用・活用していくため、自然環境の保全や管理に向けた取組を検討していく必要があります。
- 市民をはじめ、活動団体などと協力してクリーン坂東や菅生沼のごみ拾いなどを実施し、市民の身近な環境美化活動を展開しており、今後とも市民と行政との協働による取組を積極的に進めていく必要があります。
- 近年、市民の環境や環境問題に対する意識が高くなってきており、市民から寄せられる公害苦情においては、大気汚染や水質汚染に関するものが大半を占めています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所からの放射能に対する問合せが増えてきているなど、適切に対応していく必要があります。
- ダイオキシン類に対する市民意識の高揚や廃棄物焼却炉や野焼きに対する規制の強化によりばい煙の苦情は年々減少しつつありますが、廃棄物の不法投棄や堆積による地下水汚染が懸念されています。
- 今後とも、公害に対する監視・指導の強化に努め、良好な生活環境の保全と公害防止対策を充実していく必要があります。

【関連図表】

公害苦情発生件数の推移

(単位：件)

	大気汚染	水質汚濁	騒音	悪臭	振動	地盤沈下	廃棄物 その他	計
平成18年度	46	3	6	16	0	0	55	126
平成19年度	55	4	11	10	2	0	52	134
平成20年度	28	8	4	10	1	0	24	75
平成21年度	57	3	13	18	1	0	56	148
平成22年度	35	7	11	16	1	0	58	128

資料：生活環境課

基本方針

- 地球環境時代に対応した、地域の魅力ある自然環境の保全・活用に努め、新たな環境保全について市民と一体となった取組を行います。
- 安心で快適な市民生活を確保するため、公害防止に努め、公害に対応する迅速な体制の充実を図ります。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全の総合的・計画的な指針となる環境基本条例に基づき、環境基本計画を策定します。 ・近隣自治体、関係機関、市民と連携し、坂東市の貴重な資源である平地林や里山、菅生沼などの自然環境の保全に努めます。
2	自然環境の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県自然博物館などの関係機関と連携を図りながら、交流や学びの場としての利用・活用を進めます。 ・郷土の豊かな自然環境に親しめる環境学習を支援し、環境への関心が高まるよう意識啓発を図ります。
3	環境美化活動の積極的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・花と緑にあふれた、美しいまちづくりを目指し、市民や関係団体などと連携した身近な環境の清掃活動や花木の植栽など、環境美化活動への支援を進めます。
4	公害防止意識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物焼却炉の適正管理や、野外焼却禁止の指導強化を図り、ダイオキシン類やばい煙等の発生抑制に努めます。
5	公害防止対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・大気や水質の定期的な調査や土壌調査を実施し、市民の健康を守る体制づくりを進めます。 ・工場・事業所等の安全思想の普及や指導を強化します。 ・関連法令等の適切な運用とともに、公害の未然防止に努めながら、公害に迅速に対応する体制の強化を図ります。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
公害の防止	平成22年度 公害苦情発生件数 128件	平成28年度 公害苦情発生件数 90件

第3章 人と自然にやさしい環境づくり

2節 循環型社会の構築

1. ごみ処理・し尿処理

現況と課題

- 近年の大量生産・大量消費型の生活は、大量のごみを生みだしており、環境への負荷の増大、最終処分場の確保難などが全国的に課題となっています。本市のごみ処理については、近隣市町と共同運営するさしま環境管理事務組合により、広域的に処理を実施しており、ごみの排出量については、市民のごみ減量化、リサイクル意識の高まりにより、減少傾向にあります。今後も循環型社会の構築に向け、ごみの減量化、再資源化に努めていく必要があります。
- 深刻な社会問題となってきている不法投棄については、一般ごみや産業廃棄物なども増加しており、環境監視員の配置、夜間等のパトロールなどを実施し、不法投棄の防止・抑制を進めています。また、不法投棄の抑制に向けて、市民を対象とした啓発活動の実施や、市民からの情報提供による投棄者の発見にも取り組んでおり、今後とも継続した取組を進めていく必要があります。
- 公共下水道や農業集落排水事業の区域外におけるし尿処理は、岩井地域は常総衛生組合で、猿島地域はさしま環境管理事務組合で処理されています。下水道事業などの進展により水洗化が進み、今後のし尿処理量の減少が見込まれる中、適正な規模での効率的処理体制の構築が課題となっています。
- 合併処理浄化槽については、設置に対する補助金を交付するなど、普及促進を図っています。しかし、適正な維持管理が行われていないものもあり、施設の適正な維持管理を図るための指導強化が必要となっています。

【関連図表】

ごみ処理量の推移



し尿処理収集量の推移



資料：生活環境課

基本方針

- ごみの減量及び再資源化の実施、円滑なごみ収集体制の管理、市民へごみの適正処理や減量化、再資源化に関する意識の啓発活動を引き続き行いながら、市民サービスの向上を図っていきます。
- 衛生的な市民生活を確保するため、効率的なし尿処理体制の充実に努めていくとともに、合併処理浄化槽の適正な維持・管理の指導強化を図ります。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	リサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・資源のリサイクルを図るため、一般家庭より排出されるごみの適正な収集を実施し、分別・再利用の啓発を進めます。 ・生ごみ処理機等の購入への助成による生ごみの堆肥化等を積極的に進め、ごみの減量化を促進します。 ・環境学習や啓発活動などの取組を進め、意識の向上を図ります。 ・ごみの減量化、再資源化を進めるため、家庭ごみの有料化に関する検討を進めます。
2	ごみ処理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・さしま環境管理事務組合で共同運営するクリーンセンター寺久の適切な維持管理を図り、安定的・効率的なごみ処理を行います。
3	不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や団体、警察などの関係団体と一体となった監視体制を確立し、環境監視員の配置、夜間を含めたパトロールの強化により、不法投棄の防止に努めます。 ・不法投棄防止に向けた市民への啓発活動を実施し、不法投棄を防止する環境づくりを図ります。
4	し尿処理体制の統一	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的、広域的な視野から、現在2か所となっているし尿処理体制の統一に向けた検討を進めます。
5	浄化槽の適正な維持管理の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽の設置に対する助成を実施するなど、普及促進を図ります。 ・合併処理浄化槽の設置者に対する適正な維持・管理の指導強化に努めます。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
不法投棄の防止	平成22年度 不法投棄数：31件	平成28年度 不法投棄数：15件
合併処理浄化槽の整備	平成22年度 設置数：2,555基	平成28年度 設置数：3,000基

第3章 人と自然にやさしい環境づくり

2節 循環型社会の構築

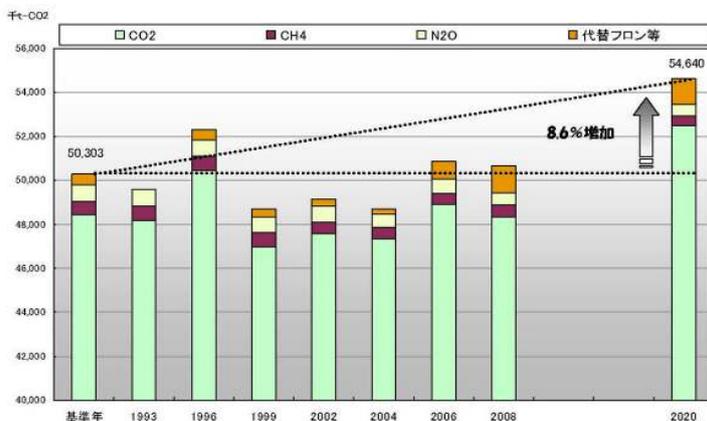
2. 地球環境にやさしい施策の推進

現況と課題

- 地球規模での人口増加や社会経済が拡大していく中で、石油や天然ガスなどの化石燃料の使用増加に伴う地球温暖化、乱伐採による熱帯雨林の減少など、地球的規模での環境破壊が懸念され、環境問題は年々深刻化してきています。
- 市民の日常生活の中で深く関わりのある廃棄物問題などの身近な環境問題についても大きな関心が寄せられており、平成12年度には「循環型社会形成推進基本法」が施行され、平成20年度には第2次循環型社会形成促進基本計画が閣議決定され、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組が進められています。
- 資源有効利用の点では、3R〈リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）〉を推進し、有機資源の堆肥化などによる循環利用の仕組みを構築していく必要があります。
- 原発事故の影響により、省エネルギー、新エネルギーへの関心が高まっています。また、平成21年の国連気候変動サミットでは、平成32年度までに温室効果ガスの25%削減を示しています。このような状況の中で、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制などに努め、新エネルギーの導入や市民への啓発活動も重要となっています。

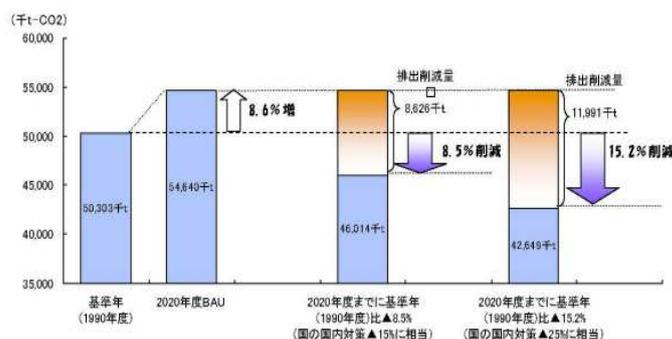
【関連図表】

茨城県の温室効果ガス排出量と基準年排出量との関係



今後何らかの追加的な対策が行われずに、エネルギー使用効率などは現状のままと仮定した場合の2020年度の温室効果ガス排出量は、54,640千t-CO2（基準年（1990年度比）から8.6%の増加）と推計される。

茨城県の温室効果ガス排出量と将来推計と削減目標



※BAU (Business as usual)
ある課題について、現状から特段の対策を行わない場合の将来推計のこと。

資料：茨城県地球温暖化対策実行計画

基本方針

●地球規模での環境を守ることは、身近な環境も大切にするという意識を市民と共有し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指します。

施策の内容

	施策番号・項目	内 容
1	省エネルギー対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・環境への負荷軽減・循環型社会の構築を目指した地球温暖化対策実行計画に基づき、市が率先して事業者・消費者として、環境にやさしい行政運営を進めます。・省エネルギー対策、クールビズ・ウォームビズの推進や環境物品の調達など省資源化・再資源化運動に取り組みます。・地球温暖化問題などに対する市民への意識啓発活動を強化し、市民と一体となった省エネルギー対策を推進します。
2	新エネルギーの導入促進、資源の有効活用	<ul style="list-style-type: none">・太陽光発電など新エネルギーの公共施設等への導入や市民への啓発活動など、地球温暖化対策を積極的に推進します。・有機資源の堆肥化など、循環利用による資源の有効活用を図ります。

第4章 交流・連携を生かした活力あふれるまちづくり (産業)

第4章 交流・連携を生かした活力あふれるまちづくり

1 節 生鮮野菜供給基地等の特性を生かした農業の振興

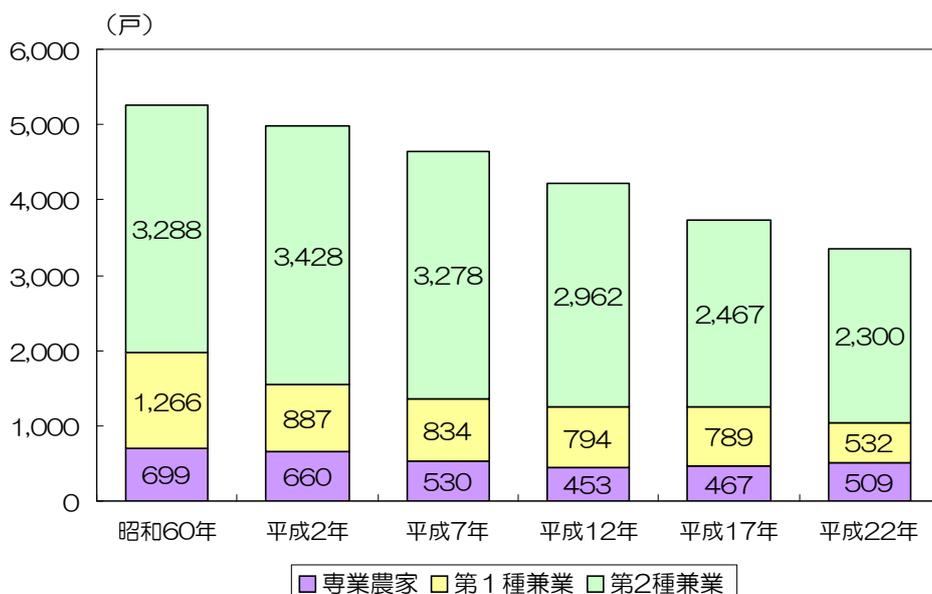
1. 農業の振興

現況と課題

- 本市の農業は、茨城県の銘柄産地の指定を受けている夏ねぎ、レタス、春ハクサイをはじめとする生鮮野菜を中心に、全国有数の生鮮野菜供給基地として知られています。大消費地東京に近い生鮮野菜供給基地としての特性を生かし、更に競争力を強めるため、関係機関と連携した対策強化が必要となっています。
- 農家戸数は減少傾向にあります。農業は本市の基幹産業として茨城県内屈指の生産額となっており、農産物のブランド化など新たな生産・流通活動に向けて、戦略的・計画的な取組を進めています。今後もこれらの取組を継続し、坂東ブランドの定着化や消費地での積極的なPR活動を進めていく必要があります。
- 稲作については、良質米を消費者まで適切に流通させるための取組が進められています。農業経営の安定化に向けた付加価値の高い農業、さし茶等の質の高い農業、安全・安心な農業を推進していく一方で、担い手農家不足等により、耕作放棄地が増加しており、農地の有効活用と保全を図るための対策が課題となっています。
- 安全・安心な地元農産物に対する消費者の理解と消費を高め、地産地消（地場生産地場消費）や学童期から農業に親しむ環境づくりを進めることで、市民と一体となった坂東市の農業振興を図っていく必要があります。
- 養鶏、養豚などを中心とする本市の畜産については、伝染病防疫など適正な衛生環境への指導・支援など、環境に配慮した安全な畜産品づくりを進めていく必要があります。

【関連図表】

農家数の推移



基本方針

●生鮮野菜供給基地として更なる全国的地位の向上を図るため、立地条件等の利便性を活用し、生産・流通体制の充実等積極的なブランド化や地産地消の推進を図るとともに、地域農業振興の担い手である後継者等の育成を図ります。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	魅力ある坂東ブランドづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・銘柄産地の指定による販路の拡大と、産学官と消費者が一体となった戦略的な取組を推進します。 ・生鮮野菜やさしま茶などの坂東ブランドの定着化やPR活動を推進します。
2	米需給調整と良質米の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・水田農業の着実な推進に努め、消費者ニーズへの的確な対応を図ります。 ・環境に配慮した安全・安心なブランド米の推進に努めます。
3	安定した農業経営体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合や農業改良普及センターなどの関係機関と連携し指導・効率化を推進します。 ・地域の営農体制の充実・強化を支援します。
4	農業の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・農業を希望ある産業として育てるため、担い手農家・農業後継者の確保・育成や新規就農者の育成に努めます。 ・女性農業士などの新たな形の農業者の支援を行います。
5	地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物直売所・市民農園などの農業振興交流施設の充実をはじめ農業交流を推進します。 ・安全・安心な地元農産物に対する消費者の理解と消費を高めるため、環境保全型農業の推進を図ります。
6	畜産の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい、安全な畜産品の生産供給を図るため、伝染病防疫など適正な衛生環境の整備を支援します。
7	農とのふれあいの場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・学童農園などの整備を進め、子どもたちが農業とふれあう機会や農業について学び、理解できる環境づくりを進めます。 ・学校や家庭などと連携して食育への取組を進めます。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
農業後継者の育成	平成22年度 認定農業者数：479人	平成28年度 認定農業者数：500人
効率的な農業経営の推進	平成22年度 農業経営法人数：40法人	平成28年度 農業経営法人数：50法人

第4章 交流・連携を生かした活力あふれるまちづくり

1 節 生鮮野菜供給基地等の特性を生かした農業の振興

2. 農業基盤整備

現況と課題

- 本市の農地の状況は、農業振興と農地保全のための農業振興地域として6,207ha が設定されています。このうち、水田の基盤整備はほぼ完了しており、畑地についても畑地帯総合整備事業を中心として、関係機関との調整、連絡を図りながら、計画的に基盤整備を進めています。
- 市の主要産業である農業をより一層振興し、農産物の安定供給を図っていくために、生産基盤の計画的整備、農地地図情報の活用、農地パトロールの実施等により、有効な土地利用の促進などを進め、経営規模の拡大や新規就農者への支援が求められています。
- 生産地と消費地を結ぶ広域道路や、大型化する耕作機械の通行に対応した道路をはじめとする農村集落地域の環境整備について、引き続き充実させていくことが必要となっています。

【関連図表】

畑地帯総合整備事業



基本方針

●生産基盤の強化のため、土地改良事業による災害に強い基盤整備を推進するとともに、農地の流動化、農作業の受委託等による土地利用型農業の促進を図り、道路など農村集落環境の整備を推進します。

施策の内容

施策番号・項目	内 容
1 優良農地の確保及び生産基盤整備の推進	・畑地帯総合整備事業、ほ場整備事業を進め、大規模土地利用型農業経営体に農用地の利用・拡大や農作業の集積を図ります。 ・競争力のある農業の組織化を促進・充実します。
2 農村集落環境の整備	・農産物の安定的・効率的な輸送を図るための広域農道など、農村集落環境の計画的な整備を行います。
3 耕作放棄地対策の推進	・地図情報システム等を活用して農地に関する情報を一元化し、作業受託組織や農地の貸借などを促進し、関係機関と連携した耕作放棄地対策の推進を図ります。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
農業生産基盤の整備 〔 畑地帯総合整備事業 ほ場整備事業 〕	平成22年度 整備完了：3地区	平成28年度 整備完了：7地区

第4章 交流・連携を生かした活力あふれるまちづくり

2節 活力のある産業の振興

1. 工業

現況と課題

- 本市では、2か所の工業団地を中心に企業の立地が進んでいますが、長期にわたる景気の低迷により、事業所数や生産量ともに減少傾向にあり、依然として厳しい状況となっています。
- 平成22年度末で「沓掛工業団地」には5社が立地し、「つくばハイテクパークいわい」には13社が立地、残分譲は3区画となっており、立地企業は、本市の雇用機会の拡大と財政基盤の強化に効果を挙げています。「つくばハイテクパークいわい」の残分譲については、早期の企業立地に向けて、今後も積極的に企業誘致を促進します。
- 圏央道IC周辺においては、地域の特性や周辺産業との連携を強化し、積極的な企業誘致を進めるとともに、新たな地域産業の創出に向けて事業者に対する支援体制の整備を進めていく必要があります。
- 中小企業に対しては、地域工業の活性化に向けて、経営の合理化・近代化を促進することが求められています。また、新たな地域産業の創出に向けて、意欲ある起業家を支援していく体制の整備が必要となっています。
- 更に、付加価値の高い製品開発を行うため、異業種交流や地域連携を図り、市内の事業者の活性化に向けた取組の実施が求められています。

【関連図表】

工業の推移

(各年度12月31日現在)

	事業数 (従業員4人以上)			従業員数 (人)	現金給与 総額 (万円)	原材料 使用額 (万円)	製造品 出荷額 (万円)	付加 価値額 (万円)
	計	29人 以下	30人 以上					
平成17年度	255	211	44	6,498	2,567,124	12,882,869	20,447,288	7,256,331
平成18年度	248	199	49	7,750	2,987,822	15,712,261	23,341,362	7,422,564
平成19年度	242	193	49	8,068	3,118,175	17,188,654	26,104,668	8,089,900
平成20年度	249	197	52	7,953	3,198,874	17,313,353	26,098,520	8,424,111
平成21年度	223	175	48	7,374	2,972,629	12,612,082	20,367,205	6,445,038

資料：工業統計調査

基本方針

●地域の特性を生かした活力ある工業の振興による雇用機会の拡大と財政基盤の強化を目指して、今後も企業誘致を進め、工業生産環境の改善と支援体制の充実を図ります。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	企業誘致の促進	・雇用機会の拡大と財政基盤の強化を図るため、企業誘致を促進します。
2	新たな工業団地等の整備	・圏央道の整備効果を生かし、企業誘致を進めるため、圏央道 I C 周辺地区において新たな工業団地の整備を進めます。 ・周辺地域の特性、周辺環境に配慮しながら、アクセス道路等のインフラ整備を推進します。
3	工業振興対策の充実	・地域工業の活性化支援として、金融制度の活用などにより、経営の近代化や経営改善を促進するための支援の充実を図ります。
4	新産業創出支援対策の充実	・新たな地域産業を生み出す起業活動の支援を進めるため、産学官連携による新たな事業の支援に努めます。
5	異業種交流の推進	・市内立地企業や事業所の経営者やリーダーなどの参画を図り、地域産業の振興に向けた取り組み、検討を進めます。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
市内工業団地への企業誘致	平成22年度 立地企業数：18企業	平成28年度 立地企業数：25企業

第4章 交流・連携を生かした活力あふれるまちづくり

2節 活力のある産業の振興

2. 商業・サービス業

現況と課題

- 商業は、商品購買力のある大型店の進出による広域化やインターネット通販の普及など、消費生活の多様化により、年間販売額の減少等が見られ、経営的に厳しい状況となっています。中心市街地が「坂東市の顔」として、地域コミュニティの中心として活性化するために、市民、事業者と連携した活性化の取組が必要となっています。
- 平成22年度より開始した歩行者天国、冬期のイルミネーションなど中心市街地、地元商店街を中心としたイベントを積極的に開催し、市内外からの集客力の向上に取り組んでいます。今後も、インターネットを活用した情報発信を行いながら、地域の特性を生かした、各商店街の連携による魅力ある商業拠点づくりを進めていく必要があります。
- 中小企業を取り巻く環境が厳しい状況にある中、商工業振興を図るため、市内中小企業者がより低利で事業資金を確保できるよう市内金融機関への預託を実施し、利子及び保証料の一部補給による中小企業者の金融負担軽減を行っています。また、県・商工会等の連携を図り、事業者に対して相談・経営指導や講習会を行うなどの経営改善事業を継続的に支援するとともに、企業間の情報交換、異業種間交流の促進による新たな商品、産業の開発などを進める取組が必要となっています。

【関連図表】

産業別全事業所数及び従業員数

	事業所数	従業員数	(注) 男女別の不詳を含む。	
			男	女
総数 (A～S 全産業)	2,939	25,752 (注)	15,374	10,365
全産業 (S公務を除く。)	2,918	25,302 (注)	15,028	10,261
大分類 (商工業)	建設業(D)	591	2,513	
	製造業(E)	468	7,717	
	電気・ガス・熱供給・水道業(F)	4	36	
	情報通信業(G)	7	2	
	運輸業、郵便業(H)	109	2,252	
	卸売業、小売業(I)	683	4,735	
	金融業、保険業(J)	22	213	
	不動産業、物品賃貸業(K)	98	265	
	学術研究、専門・技術サービス業(L)	62	199	
	宿泊業、飲食サービス業(M)	238	1,291	
	生活関連サービス業、娯楽業(N)	232	1,015	
	複合サービス業(Q)	23	230	
	サービス業(R) (他に分類されないもの)	159	1,799	
上記以外の分類	農林漁業(A～B)	33	341	
	非農林漁業(C～S)	2,906	25,411	
	非農林漁業(C～R) (S公社を除く。)	2,885	24,961	
	鉱業、採石業、砂利採取業(C)	-	-	
	教育、学習支援業(O)	73	853	
	医療、福祉(P)	116	1,816	
公務(S) (他に分類されないもの)	21	450		

従業員規模別全事業所数及び従業員数

従業者規模	事業所数	従業員数
1～4人	1,812	3,920
5～9人	569	3,713
10～19人	301	3,939
20～29人	111	2,663
30人以上	146	11,517

資料：平成21年経済センサス基礎調査

基本方針

●魅力ある中心市街地の整備の促進とともに、商店街の活性化に向けた施策や新たな商品・産業の取組への施策の展開を推進します。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	中心市街地の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化の指針となる中心市街地活性化計画の策定を進めます。 ・産学官の連携による中心市街地の活性化事業を進めます。 ・空き店舗などの活用を図り、快適で魅力あるまちづくりを進めます。 ・中心市街地への民間活力の導入を進め、中心市街地の活性化を図ります。
2	商業活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の求心力を強化するため、地域における情報交換の拠点づくりやインターネットを活用した商店街情報の提供を促進します。 ・商工会との連携を図り、中小企業の経営改善普及事業等による研修会・講演会等の充実に努め消費者ニーズを先取りできる創造性豊かな経営者を育成します。
3	経営力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・中小規模の企業の経営基盤の安定化や創業活動の支援を図るため、融資のあっせんや信用保証料の補助を行い、金融制度の充実に努めます。
4	個性ある商店街の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗を活用した事業を推進し、新規創業者の支援と商店街への多様な業種・業態の導入を図ります。 ・商店街における特色あるイベントの開催を支援し、商店街の集客力強化に努め、消費者のニーズに対応した魅力ある商店街の形成に努めます。
5	新たな特産品の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・市の特性を生かした、農業・観光と連携した、新たな特産品の開発を検討します。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
商業の振興	平成19年度 卸売業・小売業年間販売額 7,703,006万円	平成28年度 卸売業・小売業年間販売額 7,956,000万円

※卸売業・小売業年間販売額は商業統計調査による。

第4章 交流・連携を生かした活力あふれるまちづくり

2節 活力のある産業の振興

3. 消費者の保護・育成

現況と課題

- 経済社会の変化とともに、消費生活相談の複雑化や多岐にわたる相談内容など、発生する問題は様々となっています。
- 消費者問題においては、平成21年9月に消費者庁が発足したことにより、消費者行政が一元化され、「消費者ホットライン」との連携による相談体制や消費者行政の強化への取組を通じて、消費者の安全・安心を守っていく必要があります。
- 多様化する消費者トラブルに対応し、消費者行政の一層の充実を図っていくため、消費生活に関する相談及び苦情相談窓口となる「市消費者生活センター」での相談業務の重要性や専門性を高めていく必要があります。
- 近年、高齢者が悪徳商法などの被害に遭うケースが増えてきており、被害に遭わないための防止策とした啓発活動を積極的に進めていく必要があります。

【関連図表】

消費生活センターにおける相談件数の推移

	相談件数 (注1)				相談内容順位(上位3位まで) (注2)					
	苦情相談	問合せ	要望	計	1位		2位		3位	
平成20年度	215	43	1	259	融資サービス	90件	放送・ｺﾝﾃﾝﾂ等	23件	商品一般	18件
平成21年度	210	44	4	258	融資サービス	69件	放送・ｺﾝﾃﾝﾂ等	32件	相談その他	18件
平成22年度	359	49	0	408	融資サービス	92件	商品一般	80件	放送・ｺﾝﾃﾝﾂ等	37件

- (注1) ・苦情相談 : 消費者苦情が発生している相談
・問合せ : ①買物相談、生活知識等苦情が発生していない相談
②私人間で発生した消費者問題ではない苦情
・要望 : 苦情に分類することが不自然な要望

- (注2) ・融資サービス : 多重債務、消費者ローン、住宅ローンの融資サービス
・放送・ｺﾝﾃﾝﾂ等 : アダルトサイト、出会い系サイト
・商品一般 : 商品券(スーパーの倒産)
・相談その他 : 私人間トラブル、相続、労働問題他

基本方針

●消費生活に関する啓発活動や情報提供を推進するとともに、消費生活相談などの相談体制を充実させ、消費生活の安全・安心の向上を図ります。

施策の内容

施策番号・項目	内 容
1 消費者意識の高揚と啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・消費者が安全・安心な消費生活を送れるように、関連情報の提供や出前講座などを通じた啓発・啓蒙活動を推進します。・消費者団体の自主的な活動を支援し、自立した消費者の育成を図ります。
2 消費者相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・消費生活に関する相談や苦情相談の窓口となる消費生活センターの充実を図ります。・相談件数の増加や内容の複雑化・多様化に対応できるよう相談員の能力の向上に努めます。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
消費者意識の啓発	平成22年度 出前講座等参加団体数 16団体（2,629人）	平成28年度 出前講座等参加団体数 25団体（3,000人）

第4章 交流・連携を生かした活力あふれるまちづくり

2節 活力のある産業の振興

4. 雇用・労働

現況と課題

- 企業の厳しい経営状況を反映して、採用の抑制による雇用の削減などが進む中、企業は人材の高度化を求めています。
- 派遣労働者やパート労働者の増加などに反映される職業観の変化や女性の社会進出、高年齢者の求職意欲が高まってきており、就業形態も複雑・多様化してきています。また、若年労働者の離職率やニートの増加が進むなど、大きな社会問題ともなっています。
- こうした雇用や労働に関する意識や環境が変化の中で、求職者に対する企業理解の一層の推進や若者の職業意識の醸成、雇用機会の拡大が必要となってきました。

【関連図表】

坂東市労働市場の推移

項目 年	求 人		求 職		紹介件数		就職件数		求人倍率		受給資格 決定件数	受給者 実人員
	新規	有効	新規	有効	うち受給者	うち受給者	新規	有効				
平成18年度	802	2,168	630	2,548	750	195	185	51	0.77	0.85	216	830
平成19年度	757	2,162	638	2,484	757	200	190	48	1.19	0.87	222	715
平成20年度	517	1,391	760	2,938	1,117	303	187	50	0.68	0.47	288	896
平成21年度	437	1,035	928	4,301	1,766	605	197	63	0.47	0.24	328	1,500
平成22年度	684	1,683	885	3,883	1,824	535	236	65	0.77	0.43	266	1,096

(注) 実数表の年度・有効・実人員は月平均

資料：常総公共職業安定所

基本方針

●市民生活や市の活力を支える重要な基盤として、雇用機会の拡大を進め、雇用の安定を図ります。

施策の内容

	施策番号・項目	内 容
1	雇用対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・公共職業安定所、就職支援センターや市内企業などと連携し、雇用の促進や求人情報提供等を行い、安定した雇用の促進に努めます。・求職セミナーなどを開催し、意識の醸成や能力の向上に努めます。・新たな工業団地等の整備により、雇用の拡大を図ります。
2	勤労者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none">・勤労者融資制度や勤労者福利施設の利用促進を図り、勤労者が安心して快適な生活を送れるよう勤労者福祉の推進に努めます。

第4章 交流・連携を生かした活力あふれるまちづくり

3節 地域資源を生かした観光振興

1. 観 光

現況と課題

- 本市の主要な歴史的観光資源としては国王神社をはじめとする平将門関連史跡、後北条氏築城とされる城跡を生かした逆井城跡公園などがあります。そのほかに坂東市が誇る豊かな自然観光資源として、自然を楽しみながら学習できる茨城県自然博物館が整備されているほか、首都圏では希少な自然形態を残し、冬にはコハクチョウが飛来する菅生沼などがあります。
- 既存の観光施設の一層の整備充実を図るとともに、生鮮野菜を中心とした全国有数の生鮮野菜の供給基地として、坂東市の食文化の創造、充実など、坂東市の知名度を高める事業を推進していく必要があります。
- 本市の良さを市民が認識し、市民が一体となって、訪れる人に「おもてなし」の心を持ち、観光客を迎え入れられる体制づくりが課題となっています。
- メディアなどを積極的に活用したPR活動の推進を図るとともに、広域的観光資源や観光施設等との連携を強め、観光集客力の強化と観光客の増加につなげていく必要があります。

【関連図表】

歩行者天国



ばんどうイルミネーションファンタジー



基本方針

●観光資源の整備・発掘や集客性のある観光イベントを開催し、広域的な情報発信基地の構築を進めます。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	観光資源の整備・発掘	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な自然形態を残す菅生沼や平将門関連史跡、逆井城跡などの主要な観光資源の整備を進めます。 ・生鮮野菜の供給基地という特性を生かし、農業・商業と連携した食等、新たな観光資源の発掘を進めます。
2	観光客の誘致	<ul style="list-style-type: none"> ・将門まつりや古城まつりをはじめとした各種観光行事の充実を図ります。 ・観光資源のPRやフィルムコミッション活動による広域からの誘客を積極的に推進します。 ・圏央道の整備効果を生かし、広域からの誘客を促進するため、地域産業の活性化につながる施設整備について検討します。
3	受入れ体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・観光案内板の設置、観光ボランティアなどの充実による、観光客の受入れ体制の整備を図ります。
4	PR活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・坂東市の知名度をアップさせるための、東京をはじめとする消費地での農産物即売会など、PR活動を積極的に展開します。 ・近隣市町と連携をし、インターネットを活用した広域圏での観光PRを進めます。 ・坂東市を広くアピールする地域キャラクターの開発などの検討を進めます。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
観光の振興	平成22年度 観光客数：54万人	平成28年度 観光客数：60万人

第5章 文化の継承と未来を築く人づくり (教育・文化)

第5章 文化の継承と未来を築く人づくり

1 節 歴史の継承と芸術・文化の振興

1. 地域文化継承

現況と課題

- 物の豊かさから心の豊かさへと価値観が変化する中で、歴史や地域文化に対する興味、関心が高まっています。
- 市内には、平将門ゆかりの国王神社や延命院をはじめ、数多くの有形・無形の歴史や文化が息づいています。逆井城跡は歴史公園として整備・保存され、さしま郷土館ミュージアムでは、原始・古代から現代に至る郷土の歴史や文化を紹介しています。また、市内には多数の遺跡が分布しており、土地開発等の増加に伴い埋蔵文化財包蔵地の調査も増加傾向にあります。その一方、建造物や民具・古文書などの有形文化財は、開発や老朽化による消失が危惧されています。今後、先人の足跡と貴重な歴史遺産を広く市民に紹介し後世に継承していくためにも、これらを展示・公開し、親しんでもらう場の提供が課題となっています。
- 無形民俗文化財については、県指定無形民俗文化財となっている神田ばやし、猿島ばやし、各地区のおはやしなど郷土芸能における後継者の育成と伝承の記録作成が行われていますが、少子化等による後継者不足により、伝統的郷土芸能、祭等の継承が難しくなることも考えられます。今後も地域に根ざした保存活動の促進を図るために、保存会等へ支援を継続し、市民が郷土の伝統文化に誇りを持って、継承していく仕組みづくりが必要となっています。
- 市内には国指定文化財「絹本著色聖徳太子絵伝」ほか県・市指定文化財が77件あります。文化財を適切に保存し、公開、展示などの情報の提供等を通じて、市民のふるさと意識・郷土への理解と関心を高めていくことも重要となっています。

【関連図表】

指定文化財一覧表

(単位：件、平成23年4月1日現在)

	有形文化財							記念物		民俗文化財	計
	絵画	彫刻	工芸品	書跡	建造物	考古資料	歴史資料	史跡	天然記念物	無形民俗文化財	
国指定文化財	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
県指定文化財	2	5	3	1	3	0	0	1	1	2	18
市指定文化財	3	24	0	0	6	12	2	0	10	1	58
計	6	29	3	1	9	12	2	1	11	3	77

資料：生涯学習課

基本方針

●貴重な文化財の保護・保存に努め、その歴史的価値を認識し、市民の文化財に対する理解と郷土愛の高揚を図ります。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	歴史・文化遺産の保護活用	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の代表的な文化財である平将門ゆかりの国王神社や逆井城跡の修復など歴史・文化遺産の保護に努めます。 ・市内の未調査の各種文化財の基礎調査を実施し、重要な文化財は指定して保護します。
2	郷土芸能の保存	<ul style="list-style-type: none"> ・時代の変遷などに伴って失われつつある郷土芸能を次の世代に継承し保存するために、後継者の育成に努めます。 ・地域の祭などで無形民俗文化財を活用しコミュニティの活性化に努めます。
3	文化財保護意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・各種パンフレットなどの印刷物の刊行、案内板・説明板の設置、講演会の開催などにより文化財保護意識の普及啓発に努めます。
4	歴史・文化のふれあい機会、情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が郷土について、学び、理解し、郷土愛を育むふるさと教育を推進するために、歴史・文化にふれあう機会及び情報提供を充実します。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
文化財の保護	平成22年度 指定文化財：77件	平成28年度 指定文化財：80件

第5章 文化の継承と未来を築く人づくり

1 節 歴史の継承と芸術・文化の振興

2. 芸術・文化

現況と課題

- 市民の文化活動に対する関心は、強まる傾向にあり、芸術、学習など幅広い分野での多彩な活動は、今後も活発に展開されることが予想されます。
- 本市には、音楽ホールと図書館の複合施設である総合文化ホール「ベルフォーレ」、資料館と図書館の複合施設である「さしま郷土館ミュージズ」があり、市民の文化・芸術活動の拠点となっています。音楽ホールでは、優れた音楽設備のもとクラシックコンサートや市民音楽祭等の各種イベントを開催するなど、芸術・文化活動の充実を図っています。猿島資料館での常設展、企画展などの開催、公民館での市民文化祭の開催など、地域の芸術・文化交流を行っています。今後は、市民の多様化するニーズに対応しながら、芸術・文化活動の育成を図っていくことが必要となっています。
- 市民が積極的に施設を活用し、文化活動を行うために、施設の適切な維持・管理を進める必要があります。
- 文化は、心の豊かさの表れであり、市民の主体的な活動によって創りあげるものです。そのため、幼少期から芸術・文化に親しみ、誰もが参加しやすい環境づくり、文化交流の推進など、今後とも文化活動の底辺を拡大することが必要です。また、市内にある各施設が連携し、一体的に文化活動を盛り上げる体制づくりが必要です。
- 市民文化活動の根幹として、様々なクラブ、サークル等が活動しています。今後はこれら団体の育成と相互の連携により、市民が中心となった坂東市文化の創造に向けた取組を進めていく必要があります。

【関連図表】

文化施設（ベルフォーレ）入場者数



資料：市民音楽ホール

基本方針

●市民が気軽に芸術・文化にふれあえるまちを目指して、施設の充実や芸術・文化活動団体の育成、市民の文化意識の高揚と文化活動への積極的な参加促進を図ります。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	市民文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・展示・発表の機会を充実させ、より多くの市民が自ら参画する機会の提供により、市民の芸術・文化意識の高揚を図ります。 ・市民の芸術・文化活動の充実を図るため、幼少期から芸術等に親しめる環境づくりを推進します。
2	芸術・文化鑑賞の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・特色のある地域文化活動に対して奨励、支援するとともに、市民が優れた芸術・文化活動を鑑賞できる場を提供します。
3	芸術・文化環境及び施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市民による施設の積極的な利用を促進するとともに、安心して利用できるよう、施設の適正な維持管理を図ります。 ・市民の芸術・文化に対するニーズの高まりに対処するため、文化活動の拠点となる施設設備等の充実を図ります。
4	文化交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域間の交流による新たな芸術・文化の創造を図るため、芸術・文化活動グループの交流を促進し活動の充実に努めるとともに、広く他地域との芸術・文化交流機会の場を提供します。 ・市内各文化施設の一体的なイベント交流を検討します。
5	芸術・文化団体等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における芸術・文化活動に関する情報等を収集し、提供し、芸術・文化団体・サークル等の育成と相互交流活動を支援し、市民芸術・文化の創造を促進します。 ・活発な芸術・文化活動を推進するため、様々な活動分野の指導者を育成するための研修会の開催などに努めます。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
ベルフォーレ年間入場者数の増	平成22年度 入場者数：39,690人	平成28年度 入場者数：42,000人

第5章 文化の継承と未来を築く人づくり

2節 創造的で豊かな心を育む教育の充実

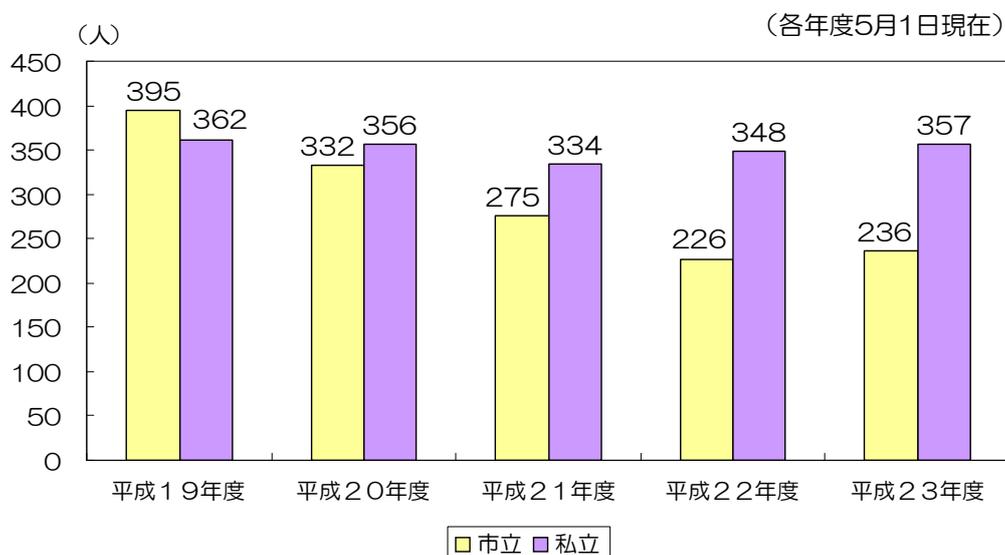
1. 幼児教育

現況と課題

- 幼児を取り巻く家庭・社会環境は年々著しく変化し、幼児教育に対する期待はますます高まっています。幼児教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培い、豊かな情緒と集団生活の基本を身に付けるために重要なものです。
- 市内には、公立5園、私立2園の幼稚園があり、園児数は、公立236人、私立357人の、計593人（平成23年5月1日）となっています。公立幼稚園では、身近な環境を生かし、多様な体験活動を取り入れるなど、幼児の発達段階に応じた活動を通して、教育環境の構成等を工夫し、一人一人の特性に配慮した指導に努めています。
- 少子化による園児数の減少に加え、多様化する保護者のニーズや、施設の老朽化に対応し、適正な集団規模で安全な環境での保育を実施するため、幼稚園の計画的な整備が求められています。
- 子育てに関する保護者相談への対応や、保育所・小学校と連携した行事の開催など、幼保小連携事業に取り組んでいます。また、幼稚園での4歳児からの2年保育、預かり保育を行っています。しかし、少子化や核家族化などに伴い、同年代・異年齢の子どもや地域の人々と交流する機会の減少、家庭・地域での教育力の低下などからコミュニケーション能力等が不足している園児が増加する傾向にあります。
- これまで、就園にかかる費用負担が難しい家庭に対して就園援助に努めてきました。保護者の幼児教育に対する関心や重要性への認識が高まる中で、保護者への就園支援は今後も必要とされています。

【関連図表】

幼稚園児数の推移



基本方針

●豊かな人間形成の基礎を培う幼児教育の重要性を認識し、全ての幼児が恵まれた教育環境のもとで、健やかな心身の発達ができるよう保育環境の整備・充実に努めます。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心身の健やかな成長を促すとともに、集団生活を通して基本的な生活習慣を身に付け、豊かな感性や創造性を育めるよう、充実した教育課程による幼児教育を推進します。 ・遊びの中での指導を中心に、地域の行事や自然、人材などを活用した豊かな体験活動を通して、幼児の自発性、社会性を育みます。 ・幼児期の心身の特徴やそれに応じた指導内容・方法についての研究会や研修会を実施し、教職員の資質の向上を図ります。
2	幼児教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化、幼稚園施設の老朽化に対応し、安全な環境で幼児教育が提供できるよう幼稚園・保育所の一体化施設の整備を推進します。 ・通園バスの運行により、通園時の安全を確保します。
3	教育相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が幼児教育の重要性を正しく認識し、幼児の自立心や情緒の安定、社会性を養うため、教育相談体制の充実・強化に努めます。
4	幼稚園・保育所と家庭、地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所、小学校が一体となって指導内容の充実、相互の理解を深めるとともに、家庭や地域との連携を強化し、幼児教育環境の充実に努めます。
5	就園援助	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育を振興するため、就園にかかる費用を負担することが難しい家庭に対する支援を推進します。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
幼小連携の強化	平成22年度 幼小連携事業数：22事業	平成28年度 幼小連携事業数：35事業

第5章 文化の継承と未来を築く人づくり

2節 創造的で豊かな心を育む教育の充実

2. 学校教育

現況と課題

- 義務教育においては、人が生涯にわたって学ぶための基礎づくりに必要な基本的内容の習得に力を入れ、情報、環境、国際化等といった時代の変化の中で、自らが主体的に学ぶ意欲、態度、能力などの自己学習力を養うようにしていかなければなりません。
- 市内には、小学校が13校、中学校が4校あり、小学生は3,213人、中学生は1,584人在籍（平成23年5月1日）していますが、少子化により減少傾向にあります。本市の教育の重点目標「学力向上」と「不登校児童生徒の解消」に向け、学び合いを通して基礎的・基本的な学習内容の習得とともに、自ら学び自ら考える「生きる力」を育むことが重要です。今後は、教育内容の充実に向けて、確かな学力を身に付けさせる指導の充実を図るとともに、読書活動や外国語指導講師の配置による外国語活動・教育の充実を推進していく必要があります。
- 増加傾向にある障がいのある児童生徒が、適正な環境で学べるよう、必要に応じて介助補助員を配置するなど、支援体制の整備が求められています。
- 家庭の教育力の低下や児童生徒の学習離れの傾向、いじめ・不登校など様々な問題に対しては、電話相談室や適応指導教室「ひばり」を設置し、児童生徒、保護者、教職員等の相談を広く受ける体制を整備しています。更に、中学校では、心の教室相談員を配置し、気軽に相談できる体制を整えています。今後も体制を充実させ、生徒がよりよい環境で学べるよう、相談活動を推進していくことが求められています。
- 特色ある学校づくりを進めるにあたって、教師の指導力を高め、保護者や地域も加わった生き生きと活気ある活動を展開する学校を実現することが求められます。そのためにはまず、主体的、意欲的に職務にあたる教職員を育てる必要があります。
- 学校給食については、食生活をめぐる環境の変化に対応した栄養バランスのとれた給食の提供や地産地消など、野菜生産地ならではの食育の推進が重要です。
- 校舎及び屋内運動場（体育館）等の学校施設については、耐震補強及び老朽化対策を推進する必要があります。また、情報化社会に対応する教育の推進のため、パソコンを利用した教育を推進する必要があります。
- 本市では、経済的理由等により就学が困難な家庭に対して就学援助を実施していますが、今後とも費用負担が難しい家庭に対する支援が必要とされています。
- 心の豊かさを求める価値観の高まりや、社会経済環境の変化に伴い、高等教育の果たす役割がますます重要になっていますが、市内に大学等の高等教育機関がないため、誘致を検討する必要があります。

基本方針

●人間性豊かで心身ともに健全な人間形成を目指し、自ら学び、自ら考える等の「生きる力」を育てる学校教育を推進するため、教育環境の整備・充実に努めます。

施策の内容

	施策番号・項目	内 容
1	教育内容の向上と充実	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的・基本的な内容の定着や、自ら学び考え主体的に学ぶ力を育てる指導の充実を図り、確かな学力・豊かな心を身に付けさせる教育を推進します。 ・国際社会に対応する人材を育成するため、英語に慣れ親しむための市オリジナルCDの活用や、発達段階に応じた効果的な言語活動を推進します。 ・将来を担う人材を育成するため、小学校高学年における理科の教科担任制を実施し、科学への興味、関心を高め、学力向上及び中1ギャップ*の解消を図ります。
2	読書教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じて学ぶ基礎となる力を身に付けさせるため、読書、学校図書館の活用法の指導など、読書習慣の確立のための取組を推進します。
3	特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の状況を踏まえ、自立と社会参加ができるよう支援体制の充実を図ります。 ・通常の学級との交流による児童生徒の相互理解と心のふれあいを促進するなど、教育内容・指導方法の充実に努めます。
4	相談活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の理解に努め、一人一人の個性に応じて、その望ましい資質を伸ばし、たくましく、心豊かな人間性の育成を推進します。 ・児童生徒の問題行動や悩みなどに対応するために教育相談事業を推進し、児童生徒・保護者等に助言をしていきます。
5	教職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や子どもたちの教育的ニーズにこたえ、特色ある学校づくりに取り組めるよう教職員の資質能力向上を図ります。 ・各学校及び教職員の課題や改善点についてのポイントを明確にし、教職員の意欲が向上するような学校訪問指導を推進します。
6	学校給食の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・食育を推進するために、食に関する様々な知識と食を選択する判断力が身に付くよう、関係機関と連携を図りながら指導していきます。 ・野菜生産地である地元食材の地産地消により、郷土食の継承や食育の推進を図ります。

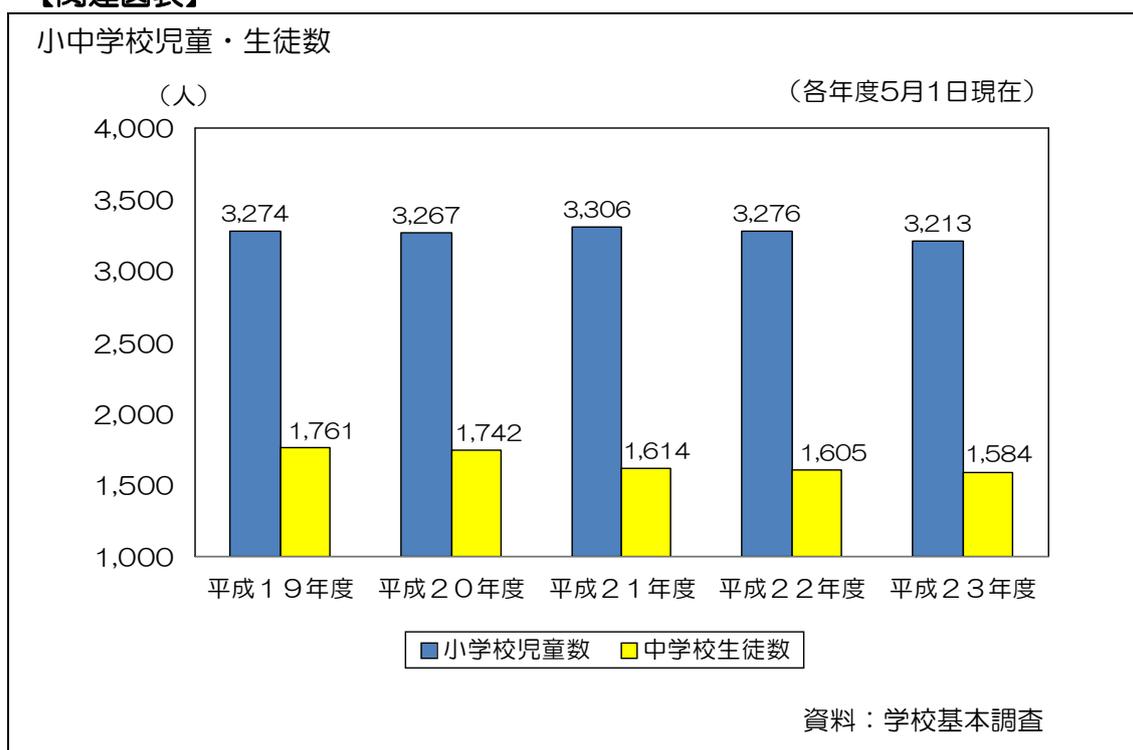
施策番号・項目	内 容
7 教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎及び体育館など教育施設の耐震補強工事や老朽化に伴う改修等を行い、適切な施設の整備を図ります。 ・教育内容や指導方法の変化に対応した新しい教育機器の導入、情報教育の推進に対応できる教育設備・機器の整備を図ります。 ・子どもたちが安全に通学できるよう、学校、家庭、地域が一体となって、登下校時の安全性の向上を図ります。
8 就学援助	<ul style="list-style-type: none"> ・就学にかかる費用を負担することが難しい家庭に対する負担軽減のための事業を推進します。
9 高等教育等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・大学・専門学校等高等教育機関の誘致を検討するとともに、官民協力のもと、幅広く参加しやすいオープンカレッジ等の開設や市民大学等の開催を検討します。

※中1ギャップ：小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
小・中学校施設（校舎）の耐震化	平成22年度 耐震化率:92.1%	平成28年度 耐震化率:100%
小・中学校施設（屋内運動場・技術棟）の耐震化	平成22年度 耐震化率:39.1%	平成28年度 耐震化率:100%

【関連図表】





岩井第一小学校校舎改築



中川小学校耐震補強及び大規模改修

1. 青少年健全育成

現況と課題

- 次の時代を担う青少年が、希望に満ちて、人間性豊かに成長できるよう、非行を防止し、心身ともに健全な青少年育成を推進していく必要があります。
- 少子高齢化・核家族化等の社会環境の変化や高度情報化の進展により、非行の低年齢化など、様々な問題が発生しています。こうした問題の発生を未然・早期に防止するには、相談・指導活動の充実が求められています。
- 家庭教育力の低下や地域社会における連帯感の希薄化により、青少年の心の糧となる社会体験や自然体験が減少し、多様な人間関係を経験する機会が少なくなっています。そのため、市では地域に密着した組織体制の青少年センターを設置し、青少年相談員連絡協議会、子ども会育成連合会、青少年育成坂東市民会議などの関係団体との連携を図りながら、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組んでいます。
- 青少年の健全育成に大きな役割を果たすことが求められている家庭教育については、何を伝えていくべきか、保護者や地域の姿勢が改めて問われています。
- 旺盛な知識欲と柔軟な思考力をもった青少年に対して、創造・体験の場、身近な遊び場を提供することによって、心身ともに健やかな成長を図ることは重要な課題です。
- 次代を担う青少年の健全育成のためには、将来を見据えた地道な活動を継続していく必要があります。また、青少年の自主的な活動を育む機会を与えることが必要となっています。

【関連図表】

子ども会入会者数

(単位：人)

年度	子ども会数	幼児	小学生	中学生	高校生	指導者	合計
平成19年度	100	170	2,996	7	19	1,962	5,154
平成20年度	100	161	2,981	6	9	1,962	5,119
平成21年度	100	103	2,993	13	9	1,987	5,105
平成22年度	99	101	2,933	7	7	1,898	4,946

資料：生涯学習課

基本方針

●次代を担う青少年を心豊かにたくましく育成するため、関係機関、地域社会が一体となって社会環境づくりを推進します。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	相談・指導活動の強化	・青少年相談員、学校、教育相談員等の連携強化による相談活動及び指導活動の強化に努めます。
2	青少年育成運動の活性化	・子ども会等の連携により、青少年が成長段階に応じた社会参加ができるように、文化、スポーツ、コミュニティ、ボランティアなどの活発な地域活動を促進します。 ・青少年団体活動の活性化を図るため、広く青少年リーダーの人材の発掘・養成と団体相互の交流活動を活発に行います。
3	青少年育成支援団体の充実	・青少年センターなど関係団体の拡充と青少年育成坂東市民会議との連携を図り、地域ぐるみの社会環境の浄化運動など健全育成運動の強化を図ります。 ・高校生会の自主的な活動及び健全な青少年活動を推進します。
4	家庭教育の充実	・子どもの養育や教育の原点として、家庭、学校、地域と連携し、家庭教育学級など各種講座、研修会を実施して家庭教育の充実を図ります。 ・家庭教育に関する資料の配布、広報活動の強化など家庭教育の啓発を行うとともに、子育ての不安や悩みなどに関する情報の提供に努めます。
5	子どもの居場所づくりの推進	・家庭・地域・学校の連携により、学習、スポーツ、地域住民との交流活動により、子どもたちの居場所を確保し、健全育成を図ります。
6	体験学習の推進	・わんぱく探検隊等の野外活動を実施することで、自然の中で多様な人間関係を経験する機会を提供していきます。 ・青少年が地域の人たちとの交流を深めるため、地域の祭りやコミュニティ活動、ボランティア活動などへの自主的な参加を促進します。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
放課後子ども教室の充実	平成22年度 参加者数：110人	平成28年度 参加者数：260人

第5章 文化の継承と未来を築く人づくり

3節 生涯学習機会の充実したまちづくり

2. 生涯学習

現況と課題

- 生涯にわたる学習は他人を大切に思う心や共に生きる心の醸成につながるものです。そのため、家庭・学校・地域や、民間と行政との役割分担や連携が必要になっています。
- 本市では、岩井公民館、猿島公民館を中心に各種の学習講座等を開設するとともに、施設利用の促進を図っています。猿島資料館においては、天体観測室を利用した天体観望会などを開催し、宇宙への関心を高める機会も提供しています。今後も、生涯学習の拠点として、各種講座の充実を図り、誰もがいつでも気軽に学習できる体制の充実が求められています。
- 近年、余暇時間の過ごし方や個人の価値観が多様化し、市民の生涯学習に対する学習ニーズがより高度・多岐にわたり、更に複雑化しています。このような市民の学習ニーズに応じて多様な学習機会の提供を拡充し、今後も市民の活動を促進するための学習や情報の提供、指導者の育成等を積極的に講じる必要があります。
- 自らの生きがいつくりを目指し、学習意欲を持つ人々が増加しているなど、学習ニーズの新たな増大と相まって、生涯学習の持つ意味は、従来にも増して重要になっています。
- 公民館講座修了生が自主的に学習を継続するサークルの育成やグループ同士の相互交流など、文化活動の中核となる組織の確立と生涯学習施設の相互利用・運営など連携に努め、機能の充実を図る必要があります。
- 図書館では生涯学習拠点の一つとして蔵書資料、貸出サービスの充実を図るとともに、館内外において読書環境を向上させるため多様な図書館サービスを提供しています。よりきめ細やかなサービスの提供のために、教育・福祉施設との連携や市民との協働を図り、学習の機会を拡充する必要があります。

【関連図表】

公民館講座参加者数

(単位：人)

	岩井公民館		猿島公民館		神大実分館		合計	
	講座数	参加人数	講座数	参加人数	講座数	参加人数	講座数	参加人数
平成19年度	21	394	28	499	26	496	75	1,389
平成20年度	22	354	28	457	24	606	74	1,417
平成21年度	25	443	29	453	26	602	80	1,498
平成22年度	20	366	27	405	22	520	69	1,291

資料：生涯学習課

基本方針

●市民に、趣味と生きがいづくりを目的に、楽しみながら学べるふれあいの場を提供します。また、幅広く市民が参加できるよう事業内容を充実させます。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	生涯学習講座の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各世代に応じた、学習したいときに誰もが学べる学習機会の提供に努めます。 市民ニーズの把握と、それに合わせた各種講座を開催するなど、学習内容の充実に努めます。
2	学習情報の提供と人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 市民が生涯にわたる学習活動を行う上で必要となる学習に関する資料・情報を収集し、整理・保存・提供に努め、公民館、図書館、広報紙やホームページなどで提供します。 学習内容や方法などについて、市民からの様々な相談に応じ、助言できる体制の充実に努めます。 公民館分館を中心とした各地区でのボランティアの育成を促進し、生涯学習活動の支援に努めます。
3	生涯学習環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習や文化的ニーズに応えるため、適切な施設の整備を図ります。 自主的な団体・グループ活動を推進するため、組織づくりの機会を提供します。 団体・グループ相互の連携・交流機会を提供し、市民各層の幅広い交流と自主活動の活発化を促進します。
4	公民館活動の充実と学習成果発表の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> 定期講座修了生のクラブ・サークルへの移行を支援します。また、既存施設の積極的活用を推進します。 日頃の学習の成果を発表する場を提供するとともに、参加者相互の交流を推進します。
5	図書館活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市民の多様な学習活動や知的要求に応えるため、蔵書資料の整備充実を図るとともに、自由で公平な図書館資料の提供に努めます。 図書館システムを活用した予約・貸出・レファレンスサービス等の拡充により、利用者の利便性の向上を図ります。 市内外の教育・福祉関連施設との連携を密にし、おはなし会や講習会等の催事を通して利用者の拡大に努めます。 読書会や読書グループの育成に努め、読書活動の活発化を図ります。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
公民館活動の充実	平成22年度 クラブ・サークル数：150団体	平成28年度 クラブ・サークル数：170団体

第5章 文化の継承と未来を築く人づくり

3節 生涯学習機会の充実したまちづくり

3. スポーツ・レクリエーション

現況と課題

- 本市は、「スポーツ健康都市」を宣言し、各種スポーツ事業やスポーツ教室・講習会を実施しています。坂東市スポーツ振興基本計画に基づき、いつでも・どこでも・誰もが気軽に楽しく実行できるよう、生涯スポーツ社会の実現を目指していきます。
- 本市におけるスポーツ・レクリエーションの参加人口は、平成22年4月現在で、体育協会加盟の21競技で約4,000人、スポーツ少年団8競技32単位団で807人（指導者含む）、小中学校体育連盟15競技で1,159人、総合型地域スポーツクラブは2クラブで408人が登録されています。最近の生活様式の多様化により、チーム競技型から個人競技型へと参加の形態が変化してきています。競技スポーツから健康づくりのためのスポーツ・レクリエーションまで幅広い施策の取組が必要となっています。
- 生涯スポーツ施設の充足度は高水準にありますが、一部の施設には老朽化も見受けられ、安全に施設を利用できるよう整備を図っていく必要があります。
- 生涯スポーツ活動を充実させるために、いわい将門ハーフマラソン大会をはじめ、各種スポーツ大会や講習会の開催や、誰もが気軽にできる健康体操を作成しています。更に身近な体育施設を利用し、いつでもどこでも誰もが運動できる総合型地域スポーツクラブの活用などが必要となっています。また、高齢化社会が進む中で、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくりが求められています。

【関連図表】

体育施設利用の状況

(単位：人)

	陸上競技場	岩井体育館				岩井テニスコート	岩井球場	宝堀球場	馬立球場
		主競技場	卓球場	武道場	トレーニング場				
		団体数	利用者数	利用者数	利用者数				
平成20年度	188	62,247	12,834	8,251	1,747	14,787	143	219	91
平成21年度	192	34,375	11,770	8,735	2,166	14,790	175	236	113
平成22年度	210	22,312	8,035	7,576	1,861	16,099	131	227	6

(単位：人)

	猿島体育館	猿島武道館	猿島球場	沓掛球場	内野山運動公園	生子運動公園		逆井山テニスコート
	主競技場					野球場	テニスコート	
	利用者数					利用者数	団体数	
平成20年度	17,354	15,001	311	120	123	140	1,705	24
平成21年度	15,860	14,181	303	147	110	177	1,592	13
平成22年度	16,711	16,111	116	101	107	85	1,226	29

資料：生涯学習課

基本方針

- 「生涯スポーツ」を最大目標とした健康・体力づくり運動を推進していくとともに、市民の自主的運営による活動を促進するため、指導者の養成と適正な施設整備に努めます。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	スポーツ・レクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興基本計画に基づき、いつでもどこでも誰もが気軽にスポーツに親しめ、健康の保持増進を図れるよう努めます。 ・市民のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、施設利用状況、催し物や事業、指導者や団体などに関する情報提供体制を整備します。 ・生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに親しむ素地を培うためにスポーツ教室などを開設するとともに、イベントなどを通じてスポーツ・レクリエーション活動の普及に努めます。
2	スポーツ・レクリエーション団体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の多様な要望を取り入れられるよう研修会等を開催し、自立したスポーツ・レクリエーション団体となるよう支援します。 ・関係団体・グループ相互の連携による、市民が主体となった地域スポーツクラブ活動を支援します。
3	スポーツ・レクリエーション施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の要望に応じた施設整備を検討するとともに、利用しやすく安全な施設となるよう計画的な維持管理、改修を行います。 ・使用しやすい施設整備を図るとともに、施設それぞれの特色を生かしたスポーツ教室や各種講習会の充実に努めます。
4	生涯スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に参加できる大会の開催や、健康体操の普及、家族・地域ぐるみで幅広い世代が楽しく参加できる参加型イベントなどの充実に努めます。 ・子どもから高齢者まで誰もが健康で充実した毎日を送れるようスポーツ支援策を推進します。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
体育施設の利用促進	平成22年度 利用者数：38,500人	平成28年度 利用者数：57,750人
スポーツ大会の振興	平成22年度 参加者数：14,500人	平成28年度 参加者数：21,750人

第6章 心かよう住民参加のまちづくり (住民参加・コミュニティ)

第6章 心かよう住民参加のまちづくり

1 節 心かよう交流社会の形成

1. 交 流

現況と課題

- 本市では、市民や各種団体の多様な交流活動の支援を通じて、地域社会の活性化を促進しています。少子高齢化の進展とともに、今後ますます地域社会の活性化の課題は大きくなるものと予測されます。まちづくりを推進していくためには、市民としての一体感を育み、市民・地域・団体相互の連携と交流の促進が重要となります。市民参加型イベントや協働事業への住民の積極的な参加を図るとともに、実施主体となる市民によるリーダー及び組織の育成・支援に取り組んでいく必要があります。
- 本市では、千代田区との観光交流、深谷市とのねぎの産地交流、また北茨城市とのイベント交流や南相馬市とのマラソン交流など、都市間交流の推進を図っています。平将門や逆井城跡などの歴史的資源や農産物などの産業資源を生かしたイベントの開催などを通じた都市間の交流を更に拡大して、市民相互の交流と坂東市の知名度を高めていく取組が必要となっています。
- 国際交流では、中学生海外研修事業を実施しており、今後は、事業内容や体制の見直し、効果的で効率的な事業展開を検討する必要があります。また、市内に在住する外国人も増加傾向にあり、多文化共生への対応が求められています。外国人と日本人が相互理解を深めることで、共に住みやすいまちづくりを行うことが重要です。

【関連図表】



東京都中央区 消費者収穫体験ツアー



東京都千代田区 神田明神野菜即売会

基本方針

●市民・団体・地域間の多様な交流活動を支援するとともに、自然、歴史、芸術・文化や特産物等の地域資源情報を内外に発信して交流機会の拡大を図ります。また、国際化時代にふさわしい人材の育成を図るとともに、国際理解を深める市民の交流活動を支援します。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	市民交流の充実	・生涯学習やスポーツ、ボランティア活動、地域の伝統行事など多様な市民活動を支援し、市民交流の充実を図ります。
2	都市間交流の推進	・自然、歴史や芸術・文化等の地域資源や各種イベント、特産物等を活用し、都市間の交流促進に努めます。 ・ねぎサミットなどの産地連携による交流や、都内での野菜即売会など特産物を生かした都市間交流の拡大を図りながら、坂東市のPRを推進します。
3	国際交流活動の推進	・国際的視野を広げるための海外研修事業の体制の見直しや効率的な事業の展開を図ります。 ・学校や行政、事業所等が連携して国際理解を深める交流機会の充実を図り、豊かな人材の育成に努めます。 ・生活関連情報など国際化に対応した外国語版パンフレット等の検討を進めます。

第6章 心かよう住民参加のまちづくり

1 節 心かよう交流社会の形成

2. コミュニティ

現況と課題

- 魅力ある地域づくりは、その地域に住む市民が主役であり、市民が積極的にまちづくりに関わっていくことが重要です。これからは市民の参加意欲を引き出せるよう、潜在的な人材、能力を生かしながら、市民、行政、各種団体、企業等が一体となったコミュニティ推進体制を更に整備する必要があります。
- 現在、市内153か所の行政区組織や小学校区単位で、地域の伝統文化、伝統行事の継承や環境美化などの活動を自主的に行っています。地区公民館などの集会施設は、こうした地域の活動拠点として大きな役割を果たしています。本市では、自主的なコミュニティ活動や地区公民館などの集会施設の整備を支援しています。
- 地域コミュニティ活動は、主に各行政区組織を中心として活動していますが、単身世帯の増加などにより、行政組織への加入率は低下傾向にあります。行政区組織は、コミュニティ活動の核となるものであり、効率的・効果的なコミュニティ推進体制を整備するためには、組織への加入促進に向けた研究や検討を進め、加入率の向上を図っていく必要があります。

【関連図表】

行政組織加入世帯数の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
対象世帯数	16,391	16,669	16,811	16,971	16,998
加入世帯数	13,533	13,517	13,476	13,486	13,499
加入率	82.6%	81.1%	80.2%	79.5%	79.4%

資料：総務課

老人クラブ加入者数の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
老人クラブ数	102	102	102	101	96
会員数(人)	5,593	5,413	5,394	5,232	4,827

資料：介護福祉課

基本方針

●市民のコミュニティ活動を支援するとともに、地域の連帯感の醸成とまちづくりに対する市民意識の啓発や活動拠点施設の充実に努めます。

施策の内容

施策番号・項目	内 容
1 コミュニティ意識の形成	<ul style="list-style-type: none">・市民が地域づくりの主役であるとの意識を高めます。・地域コミュニティについての理解と連帯意識を高めるため、地域情報の提供・発信、各種交流イベントや伝統行事、学習会等への参加を支援します。・地域コミュニティ活動の中心となる行政区組織への加入促進を図り、その充実に支援します。
2 コミュニティ活動の促進	<ul style="list-style-type: none">・地域の連帯感の醸成及び世代間の交流を深めるため、福祉・健康・青少年の健全育成・環境美化等様々な分野での自治会活動、子ども会、老人クラブ、ボランティア・NPO等の活動、各種地域づくり団体や指導者の育成を支援します。・補助金制度などを活用して市民や団体などの活動を支援します。
3 地域活動拠点の充実	<ul style="list-style-type: none">・市民の生涯学習ニーズや活動状況を踏まえ、既存公共施設の有効活用や利用の促進を図ります。・地域公民館などの集会施設について、建て替えや大規模修繕などの計画的な補助を継続し、コミュニティ活動拠点の充実に努めます。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
行政区組織の活性化	平成22年度 行政区組織加入率 79.4%	平成28年度 行政区組織加入率 80.4%

第6章 心かよう住民参加のまちづくり

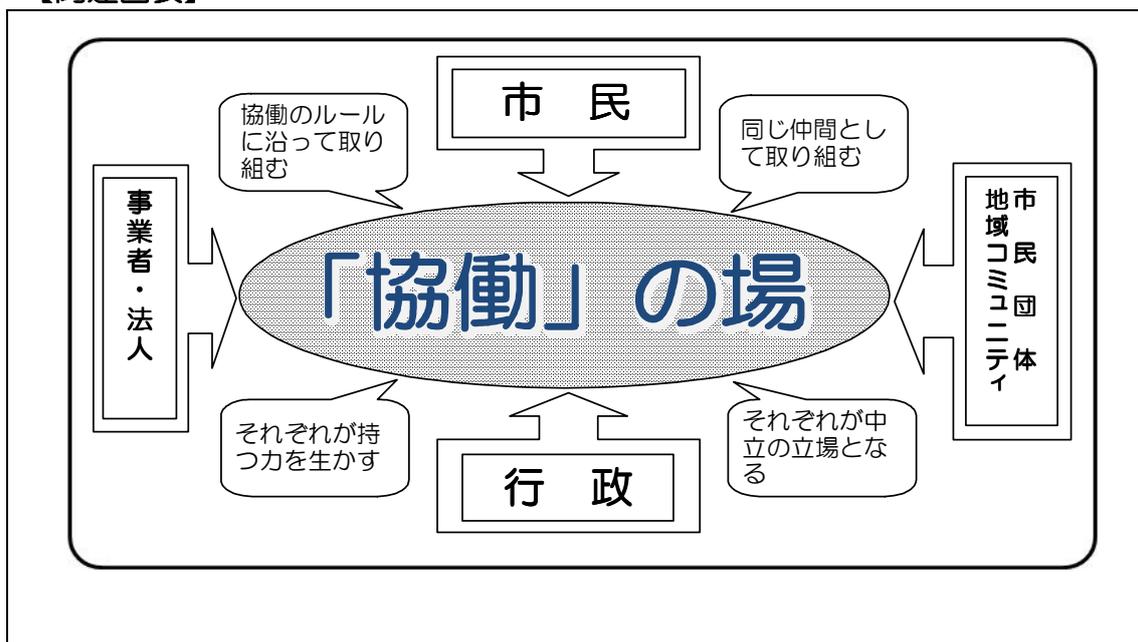
2節 市民との協働によるまちづくりの推進

1. 市民協働・情報公開

現況と課題

- 本市では、市民の市政に関する理解を深めることを目的に「まちづくり出前講座」を開催しているほか、市民と行政のパートナーシップによる魅力あるまちづくりを推進していくため、市民団体による市民協働のまちづくり事業に対し、補助金を交付して育成に努めています。
- 市民や活動団体、企業及び市がそれぞれの役割と責務を理解し、互いが対等なパートナーであることを認識するとともに、共通の課題や目的を達成するために、様々な観点や仕組みで地域の課題解決への取組が求められています。
- 市民や団体のまちづくり活動への支援、まちづくりパワーUP隊の公募などを通じて、市民と協働のまちづくりを進めていますが、市民協働に対する認知度が依然として低いため、今後とも認知度を高めていく取組を進めていく必要があります。
- 行政区長懇談会の開催、市民の声、パブリックコメントや各審議会委員の公募など市民意見の聴取に努め、行政運営の参考としていますが、市民が参画できる環境と体制づくりがますます必要となっています。
- 行政の透明化を確保するため、広報紙、お知らせ版、市ホームページなどによる行政情報の発信による情報公開を進めており、情報提供手段の多様化や情報のバリアフリー化への対応が必要となっています。
- 情報公開及び個人情報保護制度の基本である紙文書の対応に加え、電子文書の対応（公開と保護）についても制度として整備する必要があります。

【関連図表】



基本方針

●市民協働に努めるとともに、多様な情報手段を活用した行政情報の提供、公開を推進し、市民とともに進める行政、開かれた行政を推進します。

施策の内容

施策番号・項目	内 容
1 市民協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働の指針となる市民協働推進計画の策定を進めます。 ・まちづくりに関わる補助金やまちづくりパワーUP隊などを活用し、まちづくりに関する人材や団体の育成とともに、連携の強化を図ります。 ・市民討議会の開催を継続的に実施し、効果的な市民参画の手法として確立します。 ・市民の声、パブリックコメント、各審議会委員の公募などを促進し、まちづくり参加のきっかけづくりを推進します。
2 情報公開・個人情報保護制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の知る権利を保障し、市民への説明責任を果たすための行政情報開示、情報公開制度の適正な運営に努めます。 ・個人情報の適正な管理を行い、個人のプライバシー保護に努めます。 ・情報公開や個人情報に関し、電子文書の取扱いについて制度を定め、適正な運用を図ります。
3 広報広聴活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民にわかりやすい広報紙、ホームページの充実に努めます。 ・情報のバリアフリー化を踏まえつつ、情報メール一斉配信など情報提供手段の多様化と発信情報の充実に努めます。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
ホームページの内容充実	平成22年度 年間アクセス数 181,442件	平成28年度 年間アクセス数 280,000件

第6章 心かよう住民参加のまちづくり

2節 市民との協働によるまちづくりの推進

2. 男女共同参画

現況と課題

- 少子高齢化や高度情報化、国際化など社会情勢に大きな変化がみられ、人々の価値観の多様化とともに、女性が様々な分野へ活動領域を広げるなど、男女共同参画社会の形成にとって望ましい傾向もみられますが「男は仕事、女は家庭」という固定観念的な役割分担意識や男性優位の社会構造は容易には改善されておらず、依然として根強く残る社会的慣習や市民意識などを改善し、男女が互いに人権を尊重し合う男女共同参画社会の形成に向け、一層の市民の理解・啓発が必要となっています。
- 女性の社会進出に伴い、政策の審議・決定の場において女性の参画は必須であり、本市において平成22年度で25.4%である審議会等への女性登用率の向上を、市で定めた「審議会等への女性登用のための指針」に基づき、計画的に推進することが必要となっています。
- 女性センターにおける女性相談日での相談件数は年々減少傾向となっていますが、相談日以外での対応する機会が増えてきており、ニーズに対応した取組を進めていく必要があります。

【関連図表】

審議会等における女性委員の登用率

	審議会等委員数		
	計 (人)	内女性委員数 (人)	登用率 (%)
平成18年度	476	100	21.0
平成19年度	456	94	20.6
平成20年度	493	113	22.9
平成21年度	400	96	24.0
平成22年度	493	125	25.4

地方自治法第180条の5に基づく委員会の女性委員の登用率

	委員会委員数		
	計 (人)	内女性委員数 (人)	登用率 (%)
平成18年度	40	1	2.5
平成19年度	40	1	2.5
平成20年度	40	1	2.5
平成21年度	40	1	2.5
平成22年度	40	1	2.5

資料：市民協働課

基本方針

●男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

施策の内容

施策番号・項目	内 容
1 男女共同参画事業の充実	<ul style="list-style-type: none">・男女共同参画講座や講演会、「いい夫婦の日」関連イベントを通じて市民の男女共同参画に関する意識の啓発に取り組みます。・市民の参画を基本として、ばんどう男女共同参画プラン（第3次）を策定し、計画的な男女共同参画事業を推進します。
2 男女共同参画拠点の整備	<ul style="list-style-type: none">・男女共同参画推進の拠点として、女性特有の悩みに関する相談・情報提供機能を併せ持つ坂東市女性センターの充実を図ります。・女性団体へ活動の場を提供し、活動を支援します。・行政及び活動団体との相互の連携・協力の強化を図ります。
3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none">・男女共同参画社会の形成に向けて、女性の政策・方針決定過程への参画を推進するため、行政が設置する審議会等への積極的な女性の登用を図ります。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
審議会等の女性登用率の向上	平成22年度 女性登用率：25.4%	平成28年度 女性登用率：27%

※目標値：平成32年 女性登用率30% 第3次男女共同参画基本計画（閣議決定）

第6章 心かよう住民参加のまちづくり

2節 市民との協働によるまちづくりの推進

3. 人権尊重

現況と課題

- 基本的人権は憲法で保障された権利であり、人権に対する意識が高まってきている中、本市においては、学校教育、各種研修会などを通して、人権教育、人権思想の啓発に取り組んでいます。
- 人権問題に対する理解と認識は深まっていますが、多様化する社会の中で、性別、年齢、障がいの有無、国籍の違い、同和問題、いじめ問題など、全ての差別や人権侵害が解消されるには至っていません。今後も人権意識高揚のため、市民一人一人の活動と参画による人権思想の普及・啓発活動や人権教育を推進し、正しい理解と認識を深めていく必要があります。

【関連図表】

「平成22年度人権メッセージ入賞作品（優秀賞）」茨城県人権啓発推進センター

【小学校高学年部門】

坂東市立長須小学校6年 柴崎比奈子さんの作品

「ごめんなさい」
たった一言、言えばいいのに。
なんでこんな短い言葉が言えないんだろう。
言えば仲直りできるのに。許してもらえるのに。
言葉を声に出して言うってこんなに難しいことだっけ。
まちがったのは自分なのに。
今度会ったら絶対に言おう。
「ごめんなさい」って。

【中学校部門】

坂東市立岩井中学校1年 野口安奈さんの作品

家族のおかげで生きられる。
友達のおかげで笑っていられる。
先生のおかげで夢がある。
みんな、かけがえのない存在なんだ。
いつもそばで見守ってくれている。
みんなのおかげで今がある。

基本方針

●性別や年齢、障がいの有無、国籍、同和問題、いじめ問題など、人権に関する啓発活動や教育を推進し、全ての市民が共に尊重し合うまちづくりを進めます。

施策の内容

	施策番号・項目	内 容
1	人権尊重の啓発	<ul style="list-style-type: none">・人権週間に合わせて、人権思想の啓発活動を推進します。・人権等に関する相談に対し、問題解決に向けた支援と相談しやすい体制づくりに努めます。・関係機関などとの連携を図りながら、人権意識の高揚に向けた取組を進めます。
2	人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・市民一人一人が人権尊重の理念について理解を深めることができるように、学校教育や社会教育、地域との連携のもとに人権教育を推進します。

第7章 持続可能な行財政運営 (行財政)

第7章 持続可能な行財政運営

1 節 合理的、効率的で市民に信頼される行財政運営

1. 行政運営

現況と課題

- 本市では「市民との協働によるまちづくり」「市民ニーズに応じた質の高い行政サービスの提供」「持続的発展を可能とする財政構造の確立」を基本的な柱として坂東市第2次行政改革大綱を策定し、事務事業の抜本的な見直しや事業の重点化、財源の確保などに取り組んでいますが、今後も想定される厳しい社会経済情勢を踏まえ、行政改革への一層の取組とともに、合理的かつ効果的な行政運営を進めていくことが必要となっています。
- 合併に伴う様々な問題の解決に向けた取組を進めていく中で、更なる利便性、効率性を検討しながら、市民が戸惑うことなく利用することができる行政サービスの充実を図っていく必要があります。
- 両庁舎に自動交付機を設置し、時間外や土・日・祝日における印鑑証明書や住民票の交付サービスを実施していますが、多様化する市民ニーズへの対応などについての検討を進めていく必要があります。
- 市役所の各窓口では、市民の誰もがわかりやすく、便利なサービスが受けられることと併せて、市役所の顔として接客や接遇などの向上が求められています。

【関連図表】

自動交付機利用状況

		(件数)					
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
岩井庁舎	住民票	2,477	2,807	3,320	3,746	3,747	3,855
	印鑑証明書	6,516	7,213	7,941	8,434	7,886	8,249
	計	8,993	10,020	11,261	12,180	11,633	12,104
猿島庁舎	住民票	320	684	764	879	931	945
	印鑑証明書	1,282	2,158	2,466	2,407	2,350	2,514
	計	1,602	2,842	3,230	3,286	3,281	3,459

資料：市民サービス課

基本方針

●合理的かつ効率的で市民に信頼される行政運営に取り組み、質の高い行政サービスの提供に努めていきます。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	行政改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次行政改革大綱や第2次行政改革実施計画に基づき、民間への委託や指定管理者制度の活用、行政評価など行政改革を進めます。
2	行政運営体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズや社会情勢の変化に対応して効率的かつ効果的に進められる組織づくりを進めます。 ・定員適正化計画に基づく、職員数の適正化に努めます。
3	新たな自治体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と行政が協働してまちづくりを進めていくための指針となる自治基本条例の策定の検討を進めます。
4	広域行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一部事務組合や近隣の市町村との連携を強化し、各業務の充実を図ります。 ・公共施設等の広域利用や広域的な処理が適切である業務については積極的な統一・推進を図ります。 ・地方分権の流れを踏まえた新たな広域行政の在り方についての検討を進めます。
5	行政窓口サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・休日の証明書の発行や職員の接遇研修等による市民ニーズと社会情勢の多様化に対応した利便性の高い行政サービスの提供を図ります。 ・市民の悩みや問題解決を図るための各種市民相談の充実とともに、市民が相談しやすい体制の整備に努めます。 ・外国人住民の増加に対応した行政サービスの充実を図ります。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
職員数の適正化	平成22年度 職員数：462人	平成28年度 職員数：443人

第7章 持続可能な行財政運営

1 節 合理的、効率的で市民に信頼される行財政運営

2. 財政運営

現況と課題

- 本市の財政状況は、平成22年度一般会計決算では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率88.6%と前年度より若干の改善をしたものの大変厳しい状況が続いています。また、一般会計や特別会計、水道事業会計を合わせた市債の借入残高は臨時財政対策債の増加により約337.8億円と市民1人当たりの市債額は60万1千円となっています。
- 景気悪化の影響により市税収入が大幅な減少となり、今後も市税収入について大きな好転は期待できない状況の中で、歳入の確保や歳出全般の見直しを図り、本市の財政規模に見合った適正な事業の把握に努め、経費の重点的・効果的な配分を行い、より計画的・効率的な財政運営を進めていく必要があります。
- 本市では、市税のコンビニ納付の導入や市民の税カードの発行など、納付機会の拡大や納税意識の高揚による収納率の向上に努めています。今後も継続して適正な課税の強化と税収の確保に取り組み、自主財源を確保するとともに、複雑多岐にわたる市民ニーズへの確に対応していくことが求められています。
- こうした厳しい財政状況の現状や取組について、市民の理解を得ていくことが必要な状況となっています。
- 現在、市庁舎は岩井庁舎と猿島庁舎の分庁方式を採用しています。機能性や効率性を踏まえながら、庁舎の在り方について検討を進めてきましたが、東日本大震災により岩井庁舎が大きな被害を受け使用に支障が出てきました。そのため、機能的で効率的な庁舎の在り方とともに、新庁舎建設について早急に検討を進める必要があります。

【関連図表】

財政指標

区分	(千円、%)			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般会計歳入決算額	19,518,509	18,916,594	20,723,052	22,009,241
一般会計歳出決算額	18,678,379	18,182,116	19,777,208	20,938,942
標準財政規模 ^(※1)	11,711,810	12,572,292	12,912,064	13,418,630
財政力指数(3か年平均) ^(※2)	0.691	0.710	0.701	0.669
経常収支比率 ^(※3)	93.3	92.9	90.7	88.6
公債費負担比率 ^(※4)	13.1	13.9	12.4	11.7
起債制限比率 ^(※5)	8.8	8.5	8.0	7.2
実質公債費比率 ^(※6)	11.3	10.9	10.5	9.8
将来負担比率 ^(※7)	98.0	74.0	69.5	63.0

資料：決算書、決算統計

- ※1 標準財政規模：地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値で、地方税や地方交付税など自由使えるお金の大きさをあらわしています。
- ※2 財政力指標：地方公共団体の財政に力があるかどうかを表す指標です。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強いこととなります。1を超えると、普通交付税の交付を受けません。
- ※3 経常収支比率：財政の弾力性(ゆとり)を見るための指標です。用途を制限されない経常的な収入(地方税、普通交付税等の毎年収入される性質の収入)に対する経常的な支出(人件費、公債費、扶助費等の毎年経常的に支出されるもの)の割合が低いほど、財政にゆとりがあり、様々な状況の変化に柔軟に対応できることを示します。
- ※4 公債費負担比率：毎年度の支出全体に占める公債費の額の割合から地方債の発行の状況を判断するためのものです。この比率が高いほど、財政の硬直化が進んでいることとなります。
- ※5 起債制限比率：財政の健全性を確保するため、地方債の発行を制限するための指標です。20%を超えると起債が制限されます。
- ※6 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、段階的に基準が設けられています。18%以上になると地方債発行に国や都道府県の許可が必要となります。
- ※7 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫される等の問題が生じる可能性が高くなります。

基本方針

●あらゆる角度からの財源の確保に努め、費用対効果や事業成果に着目した財源の配分と経費の徹底した節減、合理化を図るとともに、適正化に努め、効率的で健全な財政運営に努めます。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	財政運営の健全化	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の節減と事務事業の合理化を図り、財源の重点的・効率的な配分に努め、市民のニーズへ即応した財政運営の健全化に努めます。
2	財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担の公平性確保の観点から、使用料等の適正化を検討し、税外収入の確保に努めます。 ・国や県の補助金や交付金等の有効的な活用などを図り、新たな財源の確保に努めます。 ・課税客体の正確な把握と適正な課税に努めます。 ・納税意識の向上と自主納付の促進を図るとともに、滞納処分を強化して収納率の向上に努めます。
3	市有財産の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用の市有財産の処分を推進し、有効活用と財源の確保を図ります。 ・市有財産の適切な維持管理に努めます。
4	庁舎の在り方と新庁舎建設の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・市民誰もが利用しやすく、防災拠点としての機能を備え、環境に配慮した機能的で効率的な庁舎の建設を、適正な庁舎規模に留意しながら検討を進めます。
5	財政運営の透明化	<ul style="list-style-type: none"> ・市の財政内容等を広報やホームページ等を通じて公開し、財政運営の透明化を図ります。 ・財政状況について市民にわかりやすい説明に努めます。

主な施策の目標

目 標	現 状	目標年度/目標値
財政運営の健全化	平成22年度 【主な財政指標】 経常収支比率 88.6% 実質公債費比率 9.8% 将来負担比率 63.0%	平成28年度 【主な財政指標】 経常収支比率 85.0%以下 実質公債費比率 9.0%以下 将来負担比率 60.0%以下

第7章 持続可能な行財政運営

2節 ICT社会に対応した市民生活の利便性の向上

1. 情報化の推進

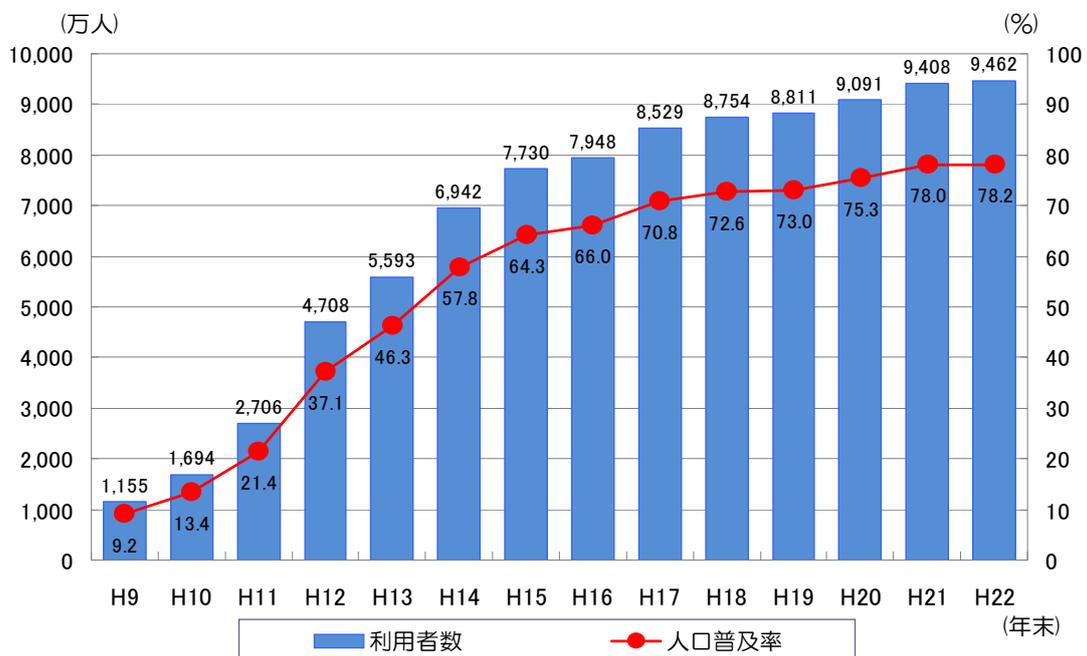
現況と課題

- 近年のインターネットや携帯電話などの情報通信技術（ICT）は飛躍的に発展し、様々な分野において情報収集・伝達には欠かせないものとなっています。行政サービスにおいても、住基ネットワークシステムや電子証明書（公的個人認証）等が利用できる総合行政ネットワーク（LGWAN）等の導入を進め、市民サービスの向上に努めてきました。
- 大型コンピュータを廃止し、クライアントサーバ方式やクラウド方式の導入も図り、レガシーシステム*における課題も解消しつつありますが、更なる利便性の向上や経費の削減に向けた取組を進めていく必要があります。
- ICTの発展に伴い、インターネットによる犯罪や個人情報の漏えい等が社会問題になってきており、更なるセキュリティの確保に努めていく必要があります。

※レガシーシステム：時代遅れとなった古いシステムのこと。

【関連図表】

国内のインターネット利用者数及び人口普及率の推移



資料：総務省通信利用動向調査

基本方針

- ICTの進展に対応し、個性豊かな活力に満ちた地域社会の実現に向けて、ICTを活用した高品質な行政サービスの提供を充実します。

施策の内容

施策番号・項目		内 容
1	電算処理形態の再構築	・電算処理業務やネットワークの見直しを行い、行政事務の効率化と経費節減に努めます。
2	電子自治体の構築	・インターネットを利用した電子申請・届出や各種申請書のダウンロードサービスなど電子自治体の構築、PRを推進し、市民サービスの向上に努めます。 ・茨城県統合型GIS ^{※1} による対象事業の一元化を進めます。 ・電子入札システムの運用を進め、効率化を図ります。
3	セキュリティの強化	・セキュリティ外部診断の導入やセキュリティ遵守点検を行い、情報資産の安全性の向上に努めます。 ・職員研修などを実施し、職員の情報リテラシー ^{※2} の向上を図ります。
4	地域情報化の整備・促進	・ICT社会の進展に対応した利便性の高い利用環境を整えるため、地域格差のない高速大容量通信網の整備促進に努めます。

※1 統合型GIS：主に地方自治体において、各部署が利用している地図情報（道路、街区、建物、河川など）を統合・電子化し、一元的にメンテナンスすることで、庁内全体でのデータ共用を可能にする仕組みのこと。

※2 情報リテラシー：情報を十分に使いこなせる能力。情報機器やネットワークを利用して、大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のこと。